

商工委員会
議 録 第 七 号

昭和四十六年三月五日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

理事 石井 一君

理事 稲村 利幸君

理事 大橋 武夫君

理事 小峯 柳多君

理事 坂本 三三君

理事 塩崎 潤君

理事 藤尾 正行君

理事 山田 久就君

理事 岡田 利春君

理事 松平 忠久君

理事 近江 巳夫君

理事 川端 文夫君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員長 谷村 裕君

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局長 宮崎 仁君

経済企画庁国民生活局長 沢木 正男君

外務省経済協力局長 西堀 正弘君

外務省国際連合局長 中川 一郎君

大蔵政務次官 小宮山重四郎君

通商産業政務次官

通商産業省企業局参事官 増田 実君

通商産業省公害保安局長 莊 清君

通商産業省公害保安局長 森口 八郎君

通商産業省重工業局長 赤澤 璋一君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

通商産業省公益事業局長 長橋 尚君

工業技術院長 太田 暢人君

中小企業庁長官 吉光 久君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 平井 迪郎君

大蔵省主税局税制第一課長 山内 宏君

厚生省環境衛生局長 山本 宣正君

農林省農地局参事官 住吉 勇三君

農工委員会調査室長 椎野 幸雄君

委員の異動

三月五日

辞任

神田 博君

増田 博之君

麻生 良方君

同日

辞任

稲村左近四郎君

塩崎 潤君

吉田 之久君

補欠選任

稲村左近四郎君

塩崎 潤君

吉田 之久君

補欠選任

神田 博君

増田 博之君

麻生 良方君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

中小企業特恵対策臨時措置法案(内閣提出第五〇号)

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第四九号)

通商産業省の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○八田委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

通商産業省の基本施策に関する件、すなわち石油に関する問題について、来たる十二日参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、参考人の人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○八田委員長 内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、及び内閣提出、中小企業特恵対策臨時措置法案を議題といたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「銀行、農林中央金庫、商工組

合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、中小企業金融公庫、国民金融公庫又は環境衛生金融公庫(以下「金融機関」と総称する。))を「銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という。))に、「千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改め、同条第四項中「第三条の四第二項」を「第三条の五第二項」に改める。
第三条の二第三項中「普通保険」の下に「又は第三条の四第一項に規定する公害防止保険」を加え、「次条第一項」を「次条第一項に規定する特別小口保険」に改める。

第三条の三第一項中「又は次条第一項に規定する近代化保険」を「次条第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する近代化保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第二項中「又は無担保保険」を「無担保保険又は次条第一項に規定する公害防止保険」に、「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第三項中「又は前条第一項」を「前条第一項又は次条第一項」に、「無担保保険(公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあっては、普通保険)」を「公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあっては、無担保保険の保険関係は、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあっては、通商産業省令で定めるところにより次条第一項に規定する公害防止保険又は普通保険」に、「無担保保険又は普通保険」を「普通保険、無担保保険又は同項に規定する公害防止保険」に改める。

第三条の四第一項中「前条第一項」を「特別小口保険」に改め、同条を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。
第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会

が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（次条第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金）に係るものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四千万円。以下同じ。）をこえることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が二千万円（当該債務者たる中小企業者についてすでに公害防止保険の保険関係が成立している場合にあっては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）をこえないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条、第七條及び第九條から第十一條までの規定中、「特別小口保険」の下に、「公害防止保険」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「五十万円」を「八十万円」に改める。

3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「一千五百万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「五千万円」に改める。

附則第五條中「次条第一項」を「第三條の五第一項」に改める。

理 由

中小企業信用保険について、公害防止保険の制度を設けるとともに、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げて、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）

第一条 この法律は、特惠供与による需給構造の変化に対処し、中小企業の成長発展を図るため、中小企業者が行なう事業の転換を円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特惠供与」とは、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八條の二の規定により関税についての特別の便益を与えること又は国際連合貿易開発会議の決議に従い経済が開発の途上にある国若しくは地域を原産地とする物品で外国において輸入されるものの関税についての特別の便益を当該外国が与えることをいう。

2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

（認定）

第三条 次の各号に該当する事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）を行なう中小企業者であつて、当該特定事業について事業の転換を行なうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 特惠供与により、当該事業の目的物たる物品と競争関係にある物品の輸入が増加し若しくは増加する見通しがあり、又は当該事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し若しくは減少する見通しがあるため、当該事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

二 当該事業について行なう中小企業者の事業の転換を円滑にすることが特に必要であると

認められること。

2 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、同項の政令の制定又は改廃に係る事業を所管する大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

（資金の確保）

第四条 国は、前条第一項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（中小企業信用保険法による特惠関連保証の特例）

第五条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三條の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特惠関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三條第一項、第三條の二第一項及び第三條の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三條第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「中小企業特惠対策臨時措置法第五條第一項に規定する特惠関連保証（以下「特惠関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とを合算した額」と、同法第三條の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特惠関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とを合算した額」と、同法第三條の三第一項中「当該保証をした」とあるのは「特

恵関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「特恵関連保証に係る保険価額の合計額」とその他の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特恵関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特恵関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特恵関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)
第六条 特定事業を行なう中小企業者が当該特定事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(近代化施策の推進)
第七条 国及び都道府県は、特恵供与による需給構造の変化に対処して、中小企業者の事業の転換を円滑にするための措置とあわせて、中小企業者の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)
第八条 国は、中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応して事業の転換等を行なう場合においては、中小企業者の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)
第九条 国及び都道府県は、中小企業者の依頼に応じて、当該中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応することができるよう必要な指導及び助言を行なうものとする。

(報告徴収)
第十条 都道府県知事は、中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(特恵供与に伴う措置の運用)
第十一条 国は、第三条から第九条までに規定する措置と関係暫定措置法第八条の三及び第八條の五第二項に規定する措置その他の特恵供与の運用に関する措置とを、その関連に配慮しつつ有効適切に講ずるよう努めるものとする。

(罰則)
第十二条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則
1 この法律は、昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。
2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の四の次に次の一号を加

える。
七の五 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第 号)の施行に関すること。
第四条第三項中「及び第七号の三」を、「第七号の三及び第七号の五」に改める。

理 由
経済が開発の途にある国又は地域に対する特恵供与に伴い、中小企業者がこれによつて生ずる需給構造の変化に即応することができるよう、中小企業者が行なう事業の転換を円滑にするための措置を講ずるとともに、中小企業近代化施策の一層の推進を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇八田委員長 まず、両案の提案理由の説明を聴取いたします。宮澤通産大臣。
〇宮澤通産大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、創設以来一貫して発展を遂げ、現在では一兆円を上回る保険、保証規模に達し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で大きな役割りを果たしてきております。

しかしながら、中小企業を取り巻く諸環境は、現在急速に変化しつつあり、それに伴い、信用補完制度においても中小企業の現実の資金需要に十分対応できない面がでてまいっております。

すなわち、まず第一に、最近の中小企業の資金需要の一つの傾向として、公害防止関係費用の顕著な増大が見られます。しかも公害問題がますます深刻なものとなっていることを考えれば、この費用は今後増加の一途をたどるものと推定され、信用補完制度の面でも十分な配慮が必要とされるところであります。

次に、近年の経済規模の拡大と経済環境の変化

等に伴い、中小企業者の資金需要の大口化傾向が見られ、これに対処するためにも、現行の信用補完制度を一そう拡充強化することが必要となつてきております。

このような趣旨に基づき、今回、中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、公害防止保険の創設であります。すなわち、中小企業者の公害防止関係の資金需要の増加に対処して、中小企業信用保険制度に普通保険等とは別ワクの新たな種類の保険を創設しようとするものであります。

この保険の中小企業者一人当たりの限度額は、二千万円、組合の場合は四千万円としており、中小企業者の公害防止施設の設定、公害防止のための移転等に要する資金の融通の円滑化に資するものと考えます。

第二は、保険限度額の引き上げであります。最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対処して、この際、普通保険の中小企業者一人当たり限度額を現行の一千五百万円、組合の場合は三千万円から、二千五百万円、組合の場合は五千万円に引き上げようとするものであります。

また、特別小口保険につきましても、現行の五十万円から八十万円に引き上げることとしており、中小企業者のうちの小零細層の資金確保の円滑化に資するものと考えます。

その他、保険制度の対象となる金融機関につきましても、従来は、法律において一々限定的に定めていたやり方を改めて、政令で必要に応じ追加指定できることとしてしております。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業特恵対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。先進国が開発途上国の原産品に対して特恵関税を適用する制度は、本年中に実施される予定と

なっております。これは、国際連合貿易開発会議における合意に基づき、いわゆる南北問題の解決に資するため、開発途上国の輸出所得の拡大、工業化の促進、経済成長の加速化を目的として行なわれるものであります。

しかしながら、この制度が実施に移されますと、輸入面においては、競争力の弱い中小企業製品にその影響が出るおそれがあります。また輸出面におきましても、他の先進国の特惠供与により、これらの国に対する輸出依存度で特に高い中小企業製品について、悪い影響が出てくる懸念が懸念されます。

このような特惠供与による影響に対して、中小企業者みずからの適応への努力を助成し、中小企業の成長発展をはかっていくことは、わが国経済の均衡ある発展を確保する上からもきわめて重要かつ緊急の課題となっております。

本法案は、このような観点から、特惠供与による需要構造の変化に即応して中小企業者が行なう事業の転換を円滑化するとともに、中小企業の近代化の一そのの推進等をはかるために必要な措置を講じようとするものでありまして、その概要は次のとおりであります。

本法案におきましては、第一に、わが国が供与する特惠のほか、他の先進国が供与する特惠もひとしく特惠としてとらえ、これによる影響に対処することといたしております。

第二に、特惠供与によって悪影響を受けるおそれのある事業を「特定事業」として政令で指定いたします。この特定事業を行なう中小企業者が事業の転換をしようとする場合には、その事業の転換に関する計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けることができることといたしております。政府は、この認定を受けた企業が、その転換計画に従って事業の転換を円滑に行なうことができるよう、中小企業信用保険の特例その他金融、税制上の助成措置を講ずることといたしております。

第三に、事業の転換を行なうのではなくて、従

来の事業の一その近代化をはかるとする中小企業者に対しては、品質の向上、商品の高級化、生産性の向上等を促進するために必要な措置を適切に講ずることといたしております。

第四に、事業の転換等に伴う中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあっせん等を講ずるようつとめることといたしております。

これが、この法案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ります。

○八田委員長 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出があります。これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 ただいま議題となっております法案につきましては、一応質疑を行なったわけでありまして、大臣に対する質疑を残しておきますので、時間があまりありませんが、その範囲内においてお聞きしたいと思っております。

そこで、法案の中に目的として、「あわせて国民生活の向上に資することを目的とする。」とあります。ということ、公害防止機器の開発、あるいはまたそういうものを促進するということが、相当ウエートを占めておるのではないかと、こういうことで、特に私どもが、この公害問題についてお話ししておることをいつもつづきに見ておりますが、その中で低硫黄の開発について、直接脱硫あるいはまた排煙脱硫、こういう技術が非常におこなれておる、こういうことでございます。そこで、本法案が成立すると、そうした研究開発にどういうように影響があり、またそれは促進することとができるか、これについて大臣からお答え願

たいと思います。

○宮澤国務大臣 せんだけれども、このような法案を提案した基本的な考えは何であるかというお尋ねがございました際に、一九七〇年代の新しい問題として公害ということを頭に置いております、ということをお話し上げました。したがって、一般的に本法が実施されました場合、公害防止のための機器産業を何かの形で指定をいたしたいと考えております。

ただいまの排煙あるいは直接脱硫の点につきましては、政府委員から御説明申し上げます。

○赤澤政府委員 公害防止機器関係の機械類でございますが、御存じのように、ただいま使われております公害防止機器と申しますのは、主として、ろ過器、集じん器といったようないわゆる化学機械、それから電気計測器のような工業計器、あるいはこれらを制御いたしました電算機、こういったものから成り立っております。

本法施行になりました場合、特にこういったような公害防止に資するための機器につきましては、あるいは個別に指定をしていくか、あるいはまた公害防止というものを特にうたつて、全体ひっくるめて指定をしていくか、そういった点、技術的な点はまだ未定でございますが、いずれにいたしましても、公害防止機器の開発目標を設定したいと考えております。

この高度化計画における開発の目標というものは、生産額等の目標だけではございませんで、品質、性能等についてまで、これから七年先にこういったような高い目標のところまで性能を上げていきたい、こういったような目標も設定をしたいと考えております。そのためには、補助金あるいは融資、そういったような各種の手段を使うことは当然でございますが、必要があれば規格の制限等もいたしまして、良質低廉な供給体制の確立をはかりたいと考えております。

いま御指摘の排煙脱硫関係のものにつきましては、特に工業技術院を中心といたしまして、その技術がほぼ確立しているのは緒につくといったこと

でございますので、こういった関係の機器類につきましては、特に意を用いてこの開発目標、高度化計画の中にも大きく取り上げてまいりたい、こういうことで今後の公害防止機器の発展につとめてまいるのでございます。

○岡本委員 大臣も御承知だと思っておりますが、直接脱硫、これは出光さんとかがやっておるわけですが、低硫黄の重油、これが非常に少なくて公害の原因になっておりますが、いまの時点におきまして見ておると、非常に数が少ない、量が少ない。こんなことでは、もう日本全体の低硫黄の開発ができないと思うのです。したがって、この技術の開発をもっと進めなければならぬ、これが一つであります。

それからもう一つは、特に複合汚染のあるところ、御承知のように尾崎あたりの電力会社の排煙脱硫、これにつきまして、いまいろいろと研究をしておるようでありますが、私は、ほとんど業界あるいは企業、こういったところにおんぶして、そうしてできるのを待っているんじゃないか。工業技術院においてもいろいろと研究しておるようでありまして、これを実際に今度大型プラントにしようとする、これまた非常に問題があるということで行きて詰まっておりますが、私は、特に排煙脱硫の問題を取り上げまして、電力会社、あるいはそういったところに委託をしてやっておるという状態でありまして、この排煙脱硫をしたからといって、コストが下がるとか、あるいは企業利益が伸びるとか、こういったことがないものでありますから、やはりどうしてもそれはおろそかになつてくると思うのです。したがって、やはり政府主導型の、通産省が主体になつて技術開発を行なわなければならない。そうしていままで相当な費用が出ておりますけれども、遅々として進んでおらない。いま局長は七年間というふうな話でありまして、とてもそこまでは待つておれない現在の状態ではないか。わが国の技術開発というものが非常に遅れているということは、貿易収支を見ましても、わが国から技術を外に売っ

ておるのは、受け取りは四千六百万ドル、それに引きかえて支払いは三億四千八百万ドルというよう、収支の赤字を生んでいるという事は、やはりそういった技術開発に非常に力を入れてないんじゃないか、こういうことでありますので、まず取り上げたうち、排煙脱硫あるいは直接脱硫、これに対して、政府が、通産省が特に主導型になってこれから開発を行なうかどうか。いままでのように、補助金を出して、そしてどうだといううなことで、とても進まないのじゃないか、私はこういうふうに思うのですが、その点について、大臣から所見があつたらひとつ伺いたいと思います。

○宮澤國務大臣 まさに御指摘のような問題がございまして、私どももそういう問題の意識は強く持つておるわけでございます。したがって、排煙脱硫につきましましては、工業技術院がかなり長いこと研究をいたしまして技術が一応完成をいたしましたわけであります。ただいま東京電力及び中部電力におきまして、実際に使用できるに近しい大きさの規模で工業装置建設を行ないつつあるわけでございます。これが現実の企業の規模として操業を始めたときにどのような結果になるかという事を、実はたゞいま完成を注目いたしておるわけでございますが、効果の面においても、コストの面においても、所期いたしましたような結果になることを、私ども大いに期待をしておるわけでございます。

それから、直接脱硫につきましては、これも以前から大型プロジェクトとして研究を進めておりますけれども、まだわが国独自のものが完成いたしておりませんで、御指摘のように、外国のものを幾つかの会社が導入をいたしたところで、当初ややつまづきがありましたようですが、まあ、ここへきましてや落ちついてきたというふう聞いておるわけでございます。これもしかし外国の技術でございますので、できるだけ早くわれわれの工業技術院の技術を完成いたしまして、それを使つてもらうようにしたいと考えております。

なお、そのようないわゆる公害関係の装置を導入いたしますにつきましては、税制あるいは金融等の面で、国としても積極的に企業に対して支援をするという制度を設けております。

○岡本委員 それにつきまして、確かに税制あるいはまた金融等で政府が支援しているという事はわかるのです。それはわかるのですけれども、技術的な面にももう少し口をはさんで推進しなければ、とても私は待つておれない、こういうふうに思うのです。それが一点。

それから、時間がありまけんから、次に、現在の公害防止機器の姿を見ておきますと、メーカーが受注いたしまして、そして設計、製作、取りつけ、性能テスト、ここまで行なうわけですが、その性能テストは、その受注したメーカーがやつて、そして試験成績をユーザーに渡すという状態なんです。それで、製作したメーカー自体が成績をつけて渡して、それで終わりということになります。もしも、設計あるいはまた製作上においてミスがあつた場合、こつそり成績を書きかえたりしていい。改ざんすることもできる。また実際見ておきますと、大きなプラントが発注ができて、その公害機器が取りつかないとか動かせないとかいうことになりまして、暗に成績を変えたりするやうなことを行なうことも、プラントの操業に間に合わせるやうにすることも可能であるというやうな面から考えますと、やはりこの検査制度、こういうものがなければならぬと思ひます。

外国の例をちよつと調べますと、メーカー側にもユーザー側にも偏しないところの、半官半民のやうな検査機関があるわけです。そしてそこで立ち会つてこれはだいいじやうぶだ、こういうことによつて初めて使用する。まあ大臣も御承知だと思いますが、造船事業なんかにおきましては、造船所あるいは海運会社以外の船舶検査機関がある。ロイド船級協会ですか、あるいは日本海事協会、こういうものが検査をいたしまして、そして間違いないかどうかという事を証明している。いま日本の状態ではそれがいいわけでは、そ

う非常にあやふやな状態でありますので、やはり将来、そうした公害検査協会と申しますか、こういうことが一つ必要になるのではないかと申すのですが、大臣の、そういうものををつくる、あるいはまたそういう決意をひとつ聞きたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 前段の問題でございしますが、私も工業技術院で、排煙脱硫あるいは直接脱硫を大型プロジェクトとしてとらえたのは、実はすでに数年以前でございまして、それだけの日子を経て排煙脱硫技術は完成したわけでございまして、問題意識としてはかなり早くとらえておつたと申し上げてもよろしいのではなからうかと思つております。しかし、私もよく工業技術院に對しまして、まあ、われわれしろうとの考えるやうにはいかぬのだらうけれども、もう少しこの技術開発というものが早くいかぬもんかということとを申しておりますので、御指摘のやうな点は、工業技術院でも十分心がけてやつてまいらなければならぬと思ひます。

それから、後段のお尋ねでございしますが、これはごもつとも御指摘だと思つておりますが、一般的には、公害関係の排出基準との関連で、その機器を備えた結果、基準を順守できる、あるいはできないというやうなことから、機器の性能を判断する方法は当然これは公害関係ではあるわけでございします。しかし、もつと具体的に、その与えられた機器の性能が目的どおり發揮されているかどうかということになりますと、びしつとそれに合わせて検査、検定をする制度は、いま持つておらないわけでございします。ただいま船舶等のお話でございしましたが、実態で申しますと、注文される機器というものはいわば一品生産と申しますか、JISなどの規格をつけて同じものを大量生産するやうな性格のものでございせんので、そこから、この検定というやうなところにちよつとなじまない点があるのではないかと思ひます。けれども、確かに御指摘のやうな問題があるわけでございしますから、何かいい適切な方法がござい

したら、これは検討すべき事項であらうと思ひますので、せつかくの御示唆でございしますから、具体的にでき得る方法を検討いたしてみたいと思ひます。

○岡本委員 この問題は、これはいまにして早くやつて、日本のやうな公害の非常に多い、狭い国に密度が高いわけですから、世界でも冠たるどころですから、検査機関もつくらなければいかぬ、こういうふうに思うのです。スウェーデンなんというのは、大体調べる、集中暖房なんかやつておりました、そうした技術が非常に進んでおる、こういう状態でありまして、外国でできることが日本でできないことはない、こういうやうに思ひますので、特に要望しておきます。

それから次に、いま大臣もちよつと触れられましたが、公害の測定機器です。この測定機器のJIS規格がいまないのであるから、はかるところで非常にばらばらなんです。ドイツの姿を見ますと、こういう機械ではかりなさいというやうにきつちつと指示しておりますので、はつきりしたところのデータが出てくるわけです。日本ではいろいろなものを持つていつておりますから、データがずいぶん狂つてくる。そういうことでありますから、この測定機器のJIS規格をつくるかどうか、またその検定をちゃんとするかどうか、これが一点。

それからもう一つは、公害排出防止責任者、まあ仮称ですけれども、こういうものを各企業に置かなければ、現在の姿を見ますと、公害が起つてからさあたいへんだというわけで、工場長や、あるいはまた社長が呼び出されていろいろやつてゐる。ですから、電気のほうでは主任技術者というものがあつたり、あるいはポイラーでもそういうものがあるわけですが、そうした防止責任者の専任制度、これをちゃんとやるかどうか、この二点について、大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 前段のお尋ねにつきましては政府委員から申し上げることいたしましたので、後段

の問題でございますが、昨年来申し上げておりましたこの点でございますけれども、先般、産業構造審議会の部会において中間報告が出ましたので、私どもとしてはそのラインに沿いまして、今国会に所要の法案を御提案をいたそうと考えております。

その考え方の骨子といたしましては、公害防止全般についての責任を持つところのまず統轄者、工場等申しますと工場長というようなことになるかと存じますが、それと、公害防止対策の実施をおのおの分掌いたします技術者、この両方について責任を定めようと考えておるわけでございますが、なお、その資格あるいは能力、教育訓練等、それについての規定が当然必要でございますように思いますので、それらをあわせまして検討が進みまして、今国会に提案を申し上げたい、かように考えております。

○赤澤政府委員 公害測定機器でございますが、これは機器の性能あるいは測定方法等につきまして、急速にいま研究、開発が進められておるといふような段階でございます。また、被測定物質でありますとか、あるいは測定手法、こういったものも非常に多種多様でございます。こういったことから、何か画一的な検査、検定等が非常にむずかしい面もございますが、私どもとしては鋭意これを検討いたしておるところでございます。一例でございますが、たとえば騒音計、こういったものにつきましては、昭和四十三年度以来、私どもの電子技術総合研究所におきまして、計量法に基づき国家検定ができないかということで、その技術的な可能性をいま追求をいたしております。最近、聞くところによりますと、そう遠くない時期にこれを実施できるのではないかと、こういったような成果が見られております。

それから、大気汚染とか水質汚濁関係の測定機器でございますが、これにつきましても、測定方法の精密化あるいは標準化といったようなことはなるべく、工業技術院におきましてJISの設定がいま検討されております。これも内容等が随

時進歩、発展をいたしてまいりますので、機器そのものを検査するという点については、なお技術的な可能性があるかどうか、こういったことも含めて、現在工業技術院で検討を進めております。この点につきましても、いずれその成果をもちましてJIS化をはかってまいりたい、こう考えておるところでございます。

○岡本委員 時間が参りましたから、最後に要求しておきますけれども、先ほど申しましたように、公害防止のためにどうしても測定機器の規格というものをきっちりとしないと、これはほんとうの防止対策はできない。

それからもう一点、最後に、公害防止責任者、排出防止責任者の選任にあたっては、やはり国家試験をするような一定の資格がなければならぬと思ふのです。ただ責任者だけ置いて、それは公害罪やいふんなどの対象になるだけというように簡単なものであつてはならない。それから中小企業に対しての対策は、やはりそういう責任者を置くことはなかなかむずかしいんじゃないかということでありまして、その点についての配慮もひとつ考えてもらわなければならぬ。これをひとつ要望しておきまして、私、時間が参りましたから終わります。

○八田委員長 横山利秋君。

○横山委員 短い時間にたくさん聞くのはなんですから、ことが足らない点がありますけれども、まず最初大臣に伺いたいのは、いまの輸出振興政策は、大臣として、十分行なわれておる、ないしは少し過当なところがある、不十分だ、三つのうちどうお考えでございますか。

○宮澤国務大臣 現在の輸出振興政策でございますが、端的に申しまして、物につきましてはまずこの程度でよろしいのではないかと。プラントにつきましてはどうも不十分である、そういう考えを持っております。つまり、コンサルタントをたくさん持っておりますし、そこからずつとそれがプラントの注文になつてまいります。そういうほ

うの筋の体制というものが十分でないという感じを持っております。

○横山委員 そういたしますと、少なくともいまの輸出振興政策が過当である、保護のし過ぎであるという観点はありませんか。

○宮澤国務大臣 実はジェットロなどは、そういうことで長年海外活動をやってまいりましたが、私は、具体的な商品売り込むという努力は、もうこの程度にして、日本というものをもう少し広い意味で紹介するような努力のほうに少しウエイトを移したかどうかということに少しウエイトを移したかどうか、そのことは、ただいま横山委員の御指摘の点と、私も幾らか似たような共通意識を持つておるからと申し上げてよろしいと思ひます。

○横山委員 別な面から伺いますが、通産省としては、一貫して輸出振興の立場をとると思ふのです。ところが、四十六年度の税制改正を拝見いたしますと、これは税制の面では、輸出の点についてきびしい立場をとつておるようですね。たとえば輸出割増し償却制度については、輸出貢献企業に対する特別割増しの廃止。海外市場開拓準備金制度については、やはり輸出貢献企業に対する特別割増しの廃止。技術等海外取引所得の特制除制度については、延長するけれども、圧縮をする。交際費課税における輸出交際費の特例を廃止する等々、輸出抑制の感覚が非常に強いわけですね。これは一体どう考えたらいいのであろうか。通産政策の上に、ドルがたぐさん集まり過ぎるとか、そういうもう一つ高い次元の政策が一体あるのかどうか。少し混淆がそこにあるのではないかと。輸出振興政策の基本的なラインというのは、どう考えたらいいのか、私は判断に苦しむ。

○宮澤国務大臣 今回、税制改正をお願いいたしております考え方の基本は、一般に、輸出というものをある程度税制等で優遇をすることは必要である、しかし、特に貢献をしたものにまたその上に特別な優遇を講じようという、そのエキストラの部分は……（横山委員「過当であつたの

ですか」と呼ぶ）いやいや、もうそれほど必要ではないのではないかと。むしろそのような財源があれば、われわれの大事な問題であります海外の資源の開発でありますとか、あるいは企業の体質そのものをよくする、強固にする、そのほうに財源を振り向けるべきではないかと、こう考えましたので、そのエキストラの部分だけをそのような形で別途に使いたい、こういうふうな税制改正を御提案いたしましたわけでございます。

○横山委員 基本的な方針について、いま、輸出振興政策というのか、振興という感覚に少し変化があるのではないかと。片一方では、商工委員会では、輸出奨励、輸出をどんどんやらせてもらわなければいかぬといながら、実は大蔵委員会では輸出抑制の税制改正が審議をされておる。あなたのほうに、少しやり過ぎだと言つても、やり過ぎにはやり過ぎだった理由があつて法律ができておるわけですから、いまの時点でそれをやめなければならぬという積極的な理由というものは、輸出振興政策に対する重要なものの考え方の変化がそこに生まれておるのではないかと。あなたの言うように、海外に投資をする、あるいは企業の体質を変えて自力でやるということも、一つの輸出振興政策とはいえないことではない。けれども、積極的な政策とはいえないと思ふのです。そういう点が、どうも本委員会におけるあなたの方の御答弁の中に少し率直でない点がある、こういうふうな指摘したいのであります。

それから次に、同じような問題で私は通産省のあり方について幾つも不満を持っています。一つは、先ほどからもいろいろ質問が出ておるわけですが、どうも中小企業政策については、本省はあまり感覚がない。中小企業庁長官にまかしておけばいい、中小企業庁にまかせればいい。チェックはそこで打つてくれる。自分たちは産業政策オンリーで進めばいいという感覚がどうも強い。そして産業政策を業種別に進めるのにも、まずトップの大企業、トップの企業と相談をする。通産省が中小企業者の団体なり何なりとさして政策

について懇談する機会というのは、あまりにも少ないではないかという不満の一つです。

それから、石原産業に見られるように、企業との癒着がどうしてもまだまだある。指導と協力、助言ということから、どこに一体姿勢がきちんとしていて、どこがあるだろうかという点については、私は少なからぬ事例を実は申し上げたいのですけれども、心配がある。

それからもう一つの心配は、私が先般来も指摘しましたが、産業が非常に激動しているために、法律を制定しないで、必要性があつて、行政指導でそれをやっているという不満が非常に多い。私が先般来あげましたのは、たとえばスタンドの規制で、公取は好ましくないといっている。法律でやるならいいけれども、かつてに行政指導で年間二百なり三百しかつてはいかぬというような行政指導は越権行為ではないか。あるいは先般も指導しましたように、電気技術者の資格問題。国家試験を受けたけれども、おまえは十年、十四年実務経験がなければやてはいかぬ、許可しないということは、何の法律根拠をもつてやっておるのか。私は、ほかの省と違って、非常に激動する、産業の移り変わりのときであるから、ある意味において善意の指導はわからぬではない。しかし、お役所が自分の自由裁量で、それが社会公共上必要なんだというかつてな理屈をつけた極限のない行政指導の行為というのは、別な面では、国民の主権、それから営業の自由、こういうものを制限する事例が通産省はずいぶん多い。これが次の不満であります。

その次の不満は、これは通産省ばかりではないのですが、この法律の中にあらわれております。審議会を設置する、こう書いてある。審議会を設置するのはいいけれども、この第十五条に「電子・機械工業審議会に諮問しなければならぬ」と書いてあるが、一体この電子・機械工業審議会はこの法律の中にどこに出ているか。ここだけしか出てこない。それではどこに設置基準があるかという、附則で通産省設置法にちよびと改正を

しているだけである。こういう事例は最近非常に多いのであります。これが法律違反と必ずしも言いがたいにしても、そういう審議会を設置するについては、本法律の中で人数、欠格条件、構成その他をきめておる。そういう法律の国会審議の原則を、これを見ますと、何人置かれるのやら、どういう欠格条件があるのやら、どういうふうに通産省設置法の初めのほうで政令にゆだねるといふことにしてしまっているわけです。こういう自由裁量をかけてやるといふことは、国会の立法権を不当に制限をする、こういうふうには私どもは考えておる。これはひとつ、通産省ばかりではありませんが、警告を飛ばしたい。国会の審議権の抑制であり政府に不当に自由裁量権を与えるものであつて、これは好ましくない、こう考えておるわけです。

そういうようなことのほかにまだ幾つもありませんけれども、たとえば工業試験所の運営ですね。工業試験所の運営状況を見ていますと、非常に多忙であらうけれども、中小企業者が相談をする余地がないです、実際問題。試験をやっているものはほとんど大企業ないしは中堅企業で、工業試験所へ中小企業者がこれどうだろうと行つても、相談し得る体制にないですよ。そういうことを一体どういうふうにかえたらいいだろうかと。

これは枚挙にいとまがありませんけれども、通産省のいまのあり方について少なからぬ不満がある。そういうことについて、大臣に全部一々御答弁を願おうとは思いませんけれども、もう少しこの辺、通産省に対する国民の不満というものはどんなものがあるか、一べん別な角度で御調査をなさる必要があるはせぬか、そう思いますが、いかがでしょう。

○宮澤内務大臣 概して御指摘の点については、私どもが反省をしなければならぬ点であるといふふうに承つております。

それです、輸出税制のことでございますけれども、やはり臨時措置法でございますので、その

ときどきの要請に従つて、硬直化しませんが、弾力的に考えていくべきであるといふふうに思ひますので、ただいまのエキストラの振興の部分は、かつてわが国の輸出というものが、輸入するほうから見ますと、国内の状況によつていわゆる限界的な、マージナルなものとして日本からの輸出を受け取つた時代がございますけれども、いまや相手国の日常の需要の中に日本からの輸出といふものが組み込まれるような段階にまでなりましたので、それでエキストラの部分は軽減してもいいのではないかと一ふうに考えたわけでございます。

それから、一般に行政指導といわれるものでございまして、御指摘の点は私はごもっともなことだと思ひます。思ひます反面、実はこのように産業の問題でございまして、これを担当いたしました官吏と会社側との間に共同行為があつたかどうかという点は、いま司法直で調べてございまして、それを一応別いたしました。あの場合、石原産業から出ました工事の届け出をそのまゝ受け取つて、そのまゝ工事を進めさせました。これは公取関係で申しますと、PHの規制などが実はあつた場合、ございせんでしたから、行政として少しも違法ではなかつた。それをいろいろ改善をいゆる行政指導によつて行なつたわけでございまして、その意図そのものは、越権といわれまると、厳格にはそうであらうかと思ひますが、しかし、幾らかでもよい公害防除施設をつくらせようという、そういう意図に出たものといふふうには考えられるわけでございまして。そのような行政指導といふものを今後禁止すべきかどうかということになりますと、事なかれ主義になりますとそういうことになりやすい。行政指導といふものには、したがつてそのような両面がございます。あの場合、当時の石原産業の最高経営者は、そのような行政指導なんでものは法律に根拠がないので聞かなくても、それでいいのか、あるいはやり方方法と目的さえ誤らないのならば、積極的に行政指導をしていくことが必要な場合が多いのか、どうもその辺にはいろいろの問題がございます。御指摘の点は実はよくわかるのでございまして、から、いわば行政そのものの中正あるいは公平、国民に奉仕するというのを忘れずに鋭意やつていけ、そういう官吏に対する私どもの指導になるべきではないのかというふうに考えておるわけでございまして。

それから、審議会のこと、あるいは工業試験所と中小企業との関連、中小企業について一般的にもう少し大事に考えるべきではないかといったような点、御指摘の中にはごもっともだと私が考える点も多々ございまして。反省をいたしてまいりたいと思ひます。

○横山委員 行政指導が必要なのは、言うまでもない。しかしながら、それは法律に根拠を置いた以外のことによつて、自分の独断でそれが必要であると判断してはいけない。したがつて、国民の主権なり営業の自由を制限する場合においては、法律に根拠を持たなければならぬ。こういうことを、私はスタンドあるいは電気技術者の問題を例に引いてお話をしているわけです。それから五条に「資金の確保」ということになつておりますが、「高度化計画に定める所要の資金について、その確保又は融通のあつせんに努めるものとする」、従来は設備資金だったけれども、運転資金も含めるといふ話であります。それについて、共同事業会社について若干触れたいと思ひますが、共同事業会社の運転資金を貸すことになつておるのですが、現状はたしか一年据え置き、三年返済になつております。ところが、常識的にいいますと、一年据え置きで三年返済ならば四年だと考えるのが普通なんでありまして、最後に支払いをするのは、ところが、看板に偽りありで、一年据え置きで、一年目にもう払いを始めるんですから、これは三年で返済をする。据え置きの意味が何もないんです。それが一つ。

それから二つ目は、共同事業会社十あります。私も通産省から来てもらつて、十の共同事業会社

について念査をしてみました。ところがどうもいい成績がないわけですね。二年か三年くらいのもので、そのいい成績がないというのは当然でありますけれども、なぜそんなに共同事業会社が成績がよくないか。考えますと、結局商売がたきあみ集まらず、統一して共同事業をやろうということなんです。この新種を一つつくる、共同でやろうということになる。商売がたきあみから、みんな、実はうまくいって通産省が何かえさをくれるからと集まるけれども、実はおれのおれの下の請に来たんだ、あるいは従業員も配置転換せんならぬ、そういう問題もありますし、積極的ではないんです。できた品種についてみんなが買うという、その保証もなければ、これをつくるに

ついて、同品種のものをほかの者がつくっちゃいかぬという協同組合のような制限もなければ、どうもあいまいだと思ふんです。ですから私は、共同事業会社をやるならやると、たとえば協同組合の方式のように、その品種をつくらせるんだら、ほかの者はそれをつくらないとか、そしてインチキの、運転資金を一年据え置きで、実はあと二年で返済ということも、一つの会社を設立して運転資金だけしか貸さない、設備資金は、まあ公庫は貸しますけれども、オーソドックスなこの無担保のやつについては貸さないということも、どうも政府の援助のしかたについては、税制なり、金融なり、あるいは組織的な運営のしかたについて、中途はんばではないのか。だから、あまり効果があらがないんじゃないか、こういうふう

に考えられるわけでありまして。この共同事業会社について、せっかくこういうような法律を制定をする機会に、いかに見直すべきではないか、こう思いますが、いかがですか。

○赤澤政府委員 共同事業会社でございますが、いま御指摘のように、私もその全部についていろいろの角度から検討を加えております。全般的に見ますと、いま横山委員御指摘のように、私も私としても、まだ十分な成果をあげていない、こう言わざるを得ないと思ひます。個別に

見てみますと、たとえば超硬工具のホルダーをつくっております東海工具でありますとか、あるいは歯車のフランジの加工をしております関東第四グループ協業であるとか、こういったように順調に操業しておりますものも、二、三ございまして、同時に、いま御指摘のように、なかなかうまくいってないというのも事実でございます。

御指摘の金融の面でございますが、これは原則的には一年据え置き、二年返済ということでは長期運転資金を貸すということになっておりますが、この運用にあたりましては、もともと設備資金ではございまして、在庫資金等の運転資金、こういうことになっておりますので一応三年で十分ではないかというところで始めたわけであります。五年までは融資がし得る。また、増加運転資金が必要であるということであれば再度融資も可能であるというようにも考えておりました。個々の共同会社の実情に依りまして、これらうまく運用できますように、この資金の制度等につきましても、今後は実情に即して私も指導してまいりたいと思ひます。

○横山委員 あなた方が指導しても銀行が貸さないのですから政府が貸すのではなくて、銀行が貸すのですからね。いままでも、私の経験からいいますと、通産省はいいさいのいいことを言っているけれども、金融機関が、無担保という点についてはどうもあれ、あとは全部商業ベースです。あなた達の言うようにうまくいっていないというものを指摘しておきますから、これからは、内容の改善と金融機関に対する趣旨の徹底をひとつ望みたいと思ひます。

最後に、この六条の二項、合理化関係特定電子工業等のうち、共同行為を実施すべきことを指示する条件ですね。しろうとが読んでみましても、まず最初に「健全な発展」とは何だ、「著しい支障を生ずる」とは何だ、「おそれがある」とは何だ、「やむを得ない必要がある」とは何だ、こういうことがすぐびんとくるわけです。しかも、こ

れほど広範な自由裁量の余地を残して政府がかつてにしほりをつけるのですが、しほりをつけて大臣が指示をする。その指示をしたことに對して守らなかつたならばどうするかということについて、たしか何の罰則もありませんね。一体何のことだろうと私は思ふのです。これは実に広範な、全く自由裁量権を大臣に与えるものだと思います。生産の合理化を促進しなければ国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある」とある。現存するでしよう、そういう「おそれがある」、しかも「やむを得ない」というのが、具体的には、いま何かほんとうに説得力のある、国民がなるほどそういうものがあるのかというものがあつたら、私に示していただきたらいいと思うのです。いかげんな理屈でなくてこういう広範な、全く自由裁量ともしようといふほどの文章で、しかもなおかつやらなければならぬものがある。あるとするなら、それはあるとするなら、大臣がわざわざ指示をしたことに對して、守らなくても何とも別に差しつかえないということが、実際法体系としてどう考えたらいんだらうかという点について、御意見を最後に伺ひます。

○宮澤國務大臣 この点は、後ほど政府委員から詳細を申し上げますが、まあ御議論は先ほど言われましたようにございまして、この場合には、審議会の意見を聞くということでもう一つしほりをつけておるわけでございまして、そういう過程の中から、私も考えていることが妥当であるかどうかという、いわゆる学識経験者の意見を吸収しよう、そういう仕組みにいたしておるわけでございまして。表現といたしましては、具体的に書かせません以上、この程度しほっておけばいいということではございまして、さういふこととちゆうこういうことが起こるとも考えないわけではございまして、まあしかし、こういうことがあり得るということ、さらに慎重にいたします意味で審議会の議を経るということにいたしましたわけではございまして。

○横山委員 大臣、せっかくですが、何の答弁だかわかりません。それほどおつしやるなら、それほど必要性があるならば、あなたが指示したことについて守られなくても別に差しつかえないけれどもということは、一体どういふことなのか。それに対して罰則も何も無いということとは、どういうことなのか。

○宮澤國務大臣 これは罰則を設けますことは、事柄の性質上どうも私も不適当だと思ひます。いわば通産大臣の行政上の判断で指示をいたすわけではございまして、その指示に従わないことには、それがすぐに犯罪になるというふうなことは、どうも適当でないのではないだろうかという趣旨からでございます。

○八田委員 納得できませんけれども、時間がありませんので終わります。

○中村(重)委員 大臣にお尋ねする前に、赤澤局長に御答弁をお願いいたしますが、三月二日の委員会であつたと思ひます。中谷委員の第十條第一号の「相当の比率」の解釈に關する質問に對しまして、赤澤局長は答弁を留保したままになつております。きょうは中谷委員が病気で休んでおります。この点について、明確にお答えをいたしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 お答え申し上げます。

第十條第一号に記載されております「相当の比率」の解釈についてでございますが、その後検討いたしました結果、この解釈は次のようであるといふことにお答えを申し上げたいと存じます。

第十條第一号にいう「相当の比率」は、共同行為にかかわる合理化関係電子機器等の総生産額の少なくとも二分の一以上を考慮しております。しかしながら、これは最低要件でございまして、総生産額の二分の一を越えているからといって直ちに命令を発動するといふことにはなるわけではなく、他の要件のすべてを充足することが必要になつてまいります。これを具体的なケースに即して申し上げますならば、たとえば総生産額の二分の一近くを生産しておる一社と他の一社とが規格の制

限にかかわる共同行為を実施しておるといふような場合におきましては、この第二号の要件に該当しない、こゝに於いては、この命令を發動することにはならないと考へておるわけでございます。いづれにしても解釈としては、総生産額の少なくとも二分の一以上というのではございませう。他の要件とも関連を、個別、具体的にケースに即して判断をまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員　それでは時間もございませうから、いままでも私どもが質疑をまいりまして明確でない点もございませうので、大臣にお尋ねをしてみたいと思ひます。

四十五年の七月であると思ひますが、産業構造審議会が「今後の機械産業政策に関する答申」を政府に出しておるのであります。第二章に、「一九七〇年代の機械産業の展望」として、「わが国機械産業は戦後著しい成長を遂げてきたが、これは豊富低廉な労働力、技術導入による技術の革新、高度経済成長による内需の増大と有利な国際環境の下における輸出の増加等きわめて恵まれた条件下でなされたものであつた、しかし、この環境は、ここ数年大きく変貌しつつあり、今後一層その変化は激しくなるものと考へられ、これから「機械産業は新たな対応を迫られてゐる」といふことを指摘をいたしまして、「機械産業をとりまく経済的社会的環境が近年いかに変貌し、今後どのような方向に発展してゆくか、そうした環境の下に国民経済社会が一九七〇年代の機械産業に何を期待しているか、そのときの機械産業の発展の姿はいかなるものであるのか、その規模と構造はどのように想定されるかについて考へて」みなければならぬといふことで、「機械産業をとりまく環境」では、第一に「国際化の進展」、第二に「労働力不足の激化」、第三に「需要の高度化、多様化」、第四に「情報化の進展」であると規定をいたしまして、機械産業の重要性を強調しながら、一九七〇年代の機械産業政策のあり方はどうあるべきか、変革の時代にいかに対応するか、将来に向かつて明確な方向を定めて、民間と

政府の能力を効果的に活用することを求めているわけでありませうが、すなわち、このことは機械産業の未来像、その展望を求めている、そのように考へるわけでありませう。

この答申の上に立ちまして本法律案を御提案になつたと思ひます。二日間、法律案の中身に對しまして、また、政府の施策に對しまして、真剣に政府の考へ方をたゞしてまいつたわけでありませう。非常に孤軍奮闘、私どもの質疑に答へてまいりました赤澤局長に對しましてはたいへん恐縮なものでございませうけれども、端的に私の感じ方を申し上げさせていただきます。どうも大臣の提案理由の説明にいたしまして、答申の要旨をこゝで書き連ねた、そのものを引き写してきたという印象を、実は受けておるわけでありませう。先ほど私が読み上げた答申の趣旨を生かして、もっと明確に政策目的といふことをこの際明らかにしていくべきではないのか、そのように実は考へるわけでありませう。また、法律案の中には、そのことはそう書けるものではございませう。しかしながら、単なる手段であつてはならないのである。それから私どもが質疑をいたしますならば、それに対してそのビジョンといふものを明らかにしていくといふことでなければならぬと思ひます。将来の検討事項といふ形の答弁が、非常に多いわけでありませう。この際、大臣の機械産業のビジョンについての見解をひとつ伺ひたい。

○宮澤國務大臣　この法案を御提案いたしました背景並びに法律となつた場合にこれを運用するための指針をございませうが、やはり一つは外資あるいは資本自由化といふことを、私ども、六〇年代かなり守勢的、防衛的に考へてまいりましたわけでございますけれども、機械工業、電子工業等につきましては、この七〇年代はもう少し攻勢的な立場、守勢でない立場で考へるべきではないか。すなわち頭脳集約産業でございませうし、ま

た、わが国が非常に多量のエネルギーを消費することに伴ういろいろな問題等も考へますと、やはりこういう産業がわが国をなつて外国にも出ていくといふような積極的な体制をつくるべきではないかといふのが、第一点であります。

第二点に、七〇年代の新しい問題、先ほど御指摘のように、情報化社会といふこともございませう。また、公害でありますとか、安全でありますとか、そのような新しい社会的な需要が出てまいりました。それらの問題に對処をするといふのが、第二の観点。

第三の観点といたしまして、それらの目的を達していきまうために、やはり機械工業あるいは電子工業といふものを全体のシステムとして、あるいは集約的にとらえていかなければならなくなつたといふ現状。

それらのほかに、まだ幾つか観点はあろうと存じますけれども、三つの観点からこの法案を御提案申し上げ、またそういう方針で運用をしてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員　私は具体的に、技術の開発についてどう取り組んでいこうとするのかといふことなどについて、考へ方をただしてまいりたいと思ひますが、実は大臣も参議院の総括質問の時間もあるわけでありませう。したがって、あつたててこの問題については、法律との関連事項ではありますものの、この後さらに政府の施策をただしてまいる機会もあろうと思ひます。そうした具体的な問題はまず別の機会にお尋ねをいたしたい、そのように考へますが、法律に直接関連する問題としてどうして大臣の見解を伺つておかなければならぬことは、競争条件の確保の問題であります。

今日、独禁法の厳格公正な運用、競争条件の整備といふことが、非常に重要である、これは今日の大きな課題なのであります。佐藤総理も、再三四この点を強調しているわけでありませう。しかしながら、本法案といふものが独禁法の適用除外であるといふことは、これは申し上げるまでもないわけでありませう。競争条件を整備をしていく、できるだけ競争制限をしないといふことになつてまいりますならば、本法の場合におきましても、できるだけ公取との協議といふものが行なわれるといふことを規定しておかなければならぬと思ひます。しかしながら、公正取引委員会との協議といふのは、共同行為の指示、そのときの公取との協議がなされる。その指示に基づきまして、政府が命令をするとか、あるいは勧告をするとかいふような場合におきましては、全く公取とは無関係なのであります。率直に言わしていただきませうならば、ほかの法律よりも公取との関係が非常に弱くなつてゐるのであります。ゆるやかである。これは時代逆行である。少なくとも政府が今日国民に向かつて明らかにしておる競争条件の整備といふ問題とは、方向が違つた形にこの法律案はつくられていこうとしておるといふことを私は指摘せざるを得ないのであります。私は、一昨日の委員会でもございませうが、そのことは申し上げましたので、重ねて触れませんが、この公取との関係の中におきまして、今後この法律をどう運用していくかといふこととされるのか、そのことについて大臣の所信を伺つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣　この点は今後の運営につきまして非常に大切な点でございませうし、また過日、中村委員の御質問にもありました点でございませうが、確かにこの法律は、御存じのような目的のためにこのように御提案をいたしておりますけれども、その反面、運用を誤りますと、国内における自由な競争、ことに中堅あるいは中小企業と大企業との関連においてそれを阻害するような結果になりやうございませう。この点は十分法の運用について戒心を要さなければならぬと思ひます。また法に規定されております場合はもとよりでございますが、そうでない場合におきましても、公正取引委員会の意見をよく聞きつつ、御指摘のような弊害を生じないようにこれは十分戒心をして運営をしてまいらなければならぬ、このように考へ

ております。

○中村(重)委員 次に、国家資金の確保と貸し付けに対する考え方を尋ねたいとおききたいと思ひます。

今日まで、機械法と電振法の運用の面におきまして国家資金約一千億以上を投入をしておる、貸し付けがなされておるという事であります。私は、そのことが機械産業の体質改善に役立っているという事は、率直に認めなければならぬと思ひます。しかし、ここで注目をしなければならぬことは、いままで貸し付けを行ないましたものの三割以上というものが、資本金十億円以上の大企業に融資をされているという点であります。私は今後、中堅、中小企業向けの融資というものを、これに重点を置かなければならぬ。いままで、中堅企業であるとか、あるいは中小企業に対して融資がなされておりますけれども、大企業の系列、大企業の生産性を高めるという事、効率をよくするという面に貸し付けが行なわれたという事、否定することはできないと思ひます。

したがいまして、従来両法の運用の中においてなされた方向から、真にこの融資を求めている中堅企業あるいは中小企業重点にこの貸し付けはなされるべきである、そのように考えるわけでありすが、大臣の考え方を伺いたいとおきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ごもつともな御指摘だと考えます。開発銀行の融資という点から考えますと、おのずから大企業のウエイトが高い。これは御指摘のようにそこでございませうけれども、同様なことを中小企業金融公庫もいたしておるわけございまして、両方の銀行が同じ役割を二つ分けて持つておるという関係になっております。したがって、御指摘の線に沿って忠実に、今後、中小企業金融公庫におけるこの種類の貸し付けというものを強化してまいることによりまして、中堅あるいは中小企業についての本法の趣旨が十分に実現されますように努力をいたすべきものと考へております。

○中村(重)委員 次に、外資の進出対策についてお伺いをいたしますが、本格的な資本の自由化というものが目前に迫つてまいりました。特に外資といたしましては、魅力がありますものは日本の機械産業であるわけでありまして、したがいまして、この電子機械工業に對しまして、ある場合は特許権というものを武器にするとか、ある場合は豊富な資金力というふうなものを發揮いたしまして競争をいどんでくるであらうことは、十分想像できるところであります。したがいまして、政府は予想される外資の攻勢に對してどのように対処していこうとおられるのか、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 私どもなるべく外資に對して、これはわが国のためになることとございませうから、寛大でありたいと基本的に考へておるわけございませうけれども、それでも、それが機動的な要因となることは、場合によりまして考へておかなければならぬもので、この法律によりましてこの十三条、あるいはたまたま特許の御指摘がございまして、特許法の九十三条、また外資法そのものの運用といったようなところで、しよせん外資を迎えるという事もわが国のためになるという考へからやつておるわけございませうからわが国のためにならないような攪乱要素になると考へましたときには、ただいま申し上げたような幾つかの法を運用してまいりたいと考へる次第であります。

○中村(重)委員 時間がございませうから、これを最後にお尋ねをいたします。

電子・機械工業審議会の構成と運営について、これは私も先般委員会におきまして十分たゞしてまいりました。また同僚委員も、この点、問題視いたしまして、お尋ねもし指摘もしてまいりました。従来の機械法、電振法の審議会の構成と運営というものは、好ましい姿ではなかつたと思ひます。その構成は、これまた端的に言わしていただきますならば、業者の集まりであつた。これは専門的な知識が必要だからということ言えば、それ

でしまいであります。しかしながら、あまりにもそれに偏してゐる。したがって、業者の集まりということになつてまいりますならば、このウエーは、業者の都合のいいような方向づけというものがされてまいりますから、それにかかつてくるということになつてまいるわけでありまして。

電子・機械工業審議会の構成と運営というものが従来のようなものであつては、本法の目的を達成することにはならぬ。それだけではなくて、むしろ国民経済、国民生活の向上というものを目的としたしておりますが、これに對しては、その方向ではなくて、弊害をもたらすであらうことを私は憂へるのであります。したがいまして、大臣といたしましては、この構成と運営に對してどのような考へ方をもつて対応されるのか、この際、明確にしておいていただきたいと思ひます。この点は、ひとつ比較的具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 先刻も申し上げましたように、この法律の背景になつております一九七〇年代の新しい社会的需要、その中には国民生活に最も関係の深い公害でございませうとか、あるいは安全とかいふ問題が意識としてあるわけございませう。したがいまして、今後この審議会を構成してまいりますときに、いわゆる専門家——業界の専門家ばかりでなく、国民生活全体を代表するような、いわば中立委員というふうなことになるかと存じますけれども、そういう層を厚くいたして、ただいま御指摘のような弊害に審議会の運営がおちいりませうように、注意をしてみたいと考へております。

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法

案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○八田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○八田委員長 次に、本法律案に對し、武藤嘉文君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 提案者を代表いたしましたので、附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付したとおりでございます。その内容につきましては、すでに質疑を通じて各委員から御指摘のあったところございまして、項目ごとの説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案に對する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、その運用が事業活動の公正な競争を制限することとならないよう、常に留意するとともに、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、資本自由化の進展に對して、本法の積極的活用等により、電子工業及び機械工業の技術開発力の強化及び生産の合理化を一層促進するとともに、外資進出に伴う混乱防止措置を講ずる等外資対策に遺憾なきを期すること。
二、高度化計画の実施にあつては、中堅・中小企業の体質の強化について重点的に配慮し、それに必要な資金の拡充に努めること。
三、電子・機械工業審議会において公正な審議が行

なわれるよう、委員の人选、部会の構成、会議の運営等について十分配慮すること。

○八田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について、政府から発言を求められております。これを許します。官澤通商産業大臣。

○官澤通商産業大臣 ただいまの御決議につきまして、文案の御配付をいたしておりますので、本件につきましても、御決議の御趣旨を十分尊重いたしまして善処する所存でございます。

○八田委員長 おはかりいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時十二分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出があります。これを許します。鴨田宗一君。

○鴨田委員 きようは商工委員会、大蔵委員会に現在提案され審議されております青色事業主特別経費準備金制度という租税特別措置法の問題は、商工委員会では、よく中小企業に対する金融の問題は非常に御熱心に御討議せられますけれども、税金の問題につきましては、大蔵委員会にかかっておりますので質問の場がございません。実は大蔵委員会のほうへ一時籍を移しまして質問するのが当然ではありますけれども、直接中小企業に關係いたします税金の問題でありますので、この席で質問をいたしたいと思っております。

青色事業主特別経費準備金制度という新しい制度を、大蔵省、政府におきましてはつくりました。今回議案としておられるわけでありまして、けれども、この本質的な問題について、きようはこの制度の立案者であります課長がちょうど見えておりますし、また政治的なことにつきましては、政務次官が見えられておりますので、二、三お伺いしたいと思存しますが、時間がほんとうにわずかでありますので、お答えは簡潔にお願いいたします。

まず、税の本質の問題から山内課長にお聞きしたいのでありますけれども、所得税法におきます所得というものはどういう概念をさしておるか。法人税法におきましては、これは昨今の改正によりましてきつかりと出ておりますけれども、所得税法には、所得とはという概念が出ておりませんので、これを山内課長から明確にお答えを願いたいと思存します。

○山内説明員 御指摘のように、所得税法の中には、所得といふことは随所に出てまいるわけでありまして、所得そのものの概念について、これはこうこういふものであるという規定は実はしてございません。その点は御指摘のと

おりでございます。ところが、課税標準といったしましてはその所得というものが使われるわけでございますから、所得税法の中でも必要と申しますが、核心的地位を占める概念であるわけでございます。

それから、所得の概念は全く不明確かというところ、それはそういうことではございませんで、現在の規定のいたし方といたしますと、おおよそすべて一般的に所得と考えられるものを取り込みまして、これを所得と概念いたして、その中から、次のようなものは非課税所得でありますよというので、非課税所得が具体的にいろいろ列挙されております。そういう関係から、非課税のものを逐次列挙してありますものに従って排除してまいりますと、おのずから残ったものが課税の対象になります。いわゆる税法上で申します所得というように形になるというふうに概念をしております。

○鴨田委員 そこに少しむずかしい問題があるの

であります。ただいまの山内課長の答弁によりますと、概念的にはいろいろと例記されております。一から十まで所得分類が出ており、これによつて所得の概念は割り出されるのじゃないか、あるいは非課税の問題もあるから割り出されるのじゃないかと言いますけれども、それはどうも、われわれ少し税に頭を突っ込んでおる者といひました。質問には、答えてくれないのであります。それは、いわゆる経済的な性質による所得の問題の答弁でありまして、私は、経済の本質問題から実は所得という問題を取り上げてみたいと思存が、この問題は理論的になってまいりますので、こんなことを話しております。一時間でも二時間でも際限がありませんから、一応その点は了いたしました。実は私たちが税金を論ずる上におきましては、課税の最低限というところを考へております。これはもう条文のあらゆるところに出ております。これをきめ手といふものはどこにあるのか、これをひとつ、税を徴収するほうの側である、しかるも法律を立案いたします大蔵省の御意見をお聞

きしたい。

承りますと、これはとにかくマーケットバスケット方式というのがある。これは私がここのる申し上げるまでもなく、課長は十分存じておると思存するけれども、このマーケットバスケット方式というものが、結論からいへば、基準の生活費というものを抽出するところの一つの基準になるのだ、それによつて最低の生活、税のほうでいえば課税最低限というものを決定するきめ手になるのだと言つておられるけれども、現在のマーケットバスケット方式によります基準生活費というのはどの辺に置いておるか、これをひとつお答えを願いたいと思存します。

○山内説明員 四十四年、四十五年の税制改正におきまして、すでに御承知のとおり、課税最低限は給与所得者の夫婦・子三人、いわゆる五人世帯の場合をとつてみますと、百万円をこえる状態になったわけでございます。

百万円をこえるような状態になりました。つきましては、そういう法律改正をいたします前に、あらかじめ税制調査会の意見を伺つた上で、それに従つてそういう改正をいたしたわけでございますけれども、その税制調査会の答申の中にも明らかにされておりますように、現在の段階では、ある程度の貯蓄をもち得るようなゆとりのある生活というのを一応想定をいたしまして、百万円に達するならば、その点についてはそういう状態に到達し得るであろうということで、百万円まで、四十四年、四十五年、かなり大蔵省の財源をさまして税制改正をやつてまいつた次第であります。で、そのときに触れられておるわけでございますけれども、一応そういう形で百万円、課税最低限というものが達成されました。それから先あらためて、何年には幾らといったような固定的、硬直的な金額目標というものはもうつくろふのは適当ではなからう、むしろ、そのときそのときの経済情勢の変遷、それから国民生活の変容、そういうものに依りまして、モデル的な課税最低限の調整をやつていくことで足りるであろうという考

まず最初の、年収百二十万の人につきまして、給与所得者と、青色事業者と、それから法人形態の場合と、この三つについて御比較いただいた点でございますが、この点につきましては、金額の計算は私どもまだきちんと当たり切っておりませ

んけれども、おそらくおおむねこんなような形のところに落ちつくのではなからうかと思ひます。ただ、こういった比較をいたします場合に頭におとめいた点だけを申し上げますと、まず給与所得者と、青色、白色も含めまして事業所得者との比較の場合、一口に年収百二十万と、こう申しました場合、給与所得者の場合は、給与として支払いを受ける金額の総額が百二十万のことを想定なさっておられるのだらうと思ひます。それから事業所得者の場合は、これはたとえ八百屋さんなら八百屋さんの売り上げが百二十万という話ではありませんが、売り上げから仕入れなりあるいは諸経費なりを差し引いて、手元に残った金額が百二十万ということ御比較なさっておられるのかと思ひますが、現在、所得税の場合は、いまの給与所得者と事業所得者のように、およそ所得そのものの性格が非常に異なっており、このものを一律に比較をいたして、総合して課税をするというたてまえになっております関係上、給与所得における所得と、それから事業所得におきます所得と、計算の算定のしかたを若干異にしておるわけでございます。

御承知のとおり、給与所得者の場合は、その収入金額、つまり会社からもらった総額から給与所得控除を差し引きまして残りが給与所得というところで観念をいたしております、事業所得者の場合は、これは先ほども申し上げましたように、売り上げから仕入れなり経費なりを差し引いた残りが事業所得ということになっておるわけでございます。いま先生の御比較いただきましたのは、給与所得者の収入金額と事業所得者のいわゆる事業所得と、それぞれが百二十万円というところのものを御比較いただいたわけでございますけれども、担税力と申しますか、税金を負担する能力から考えてみました場合、給与所得者の場合、給与所得控除を引かない前の段階で事業所得者の事業所得と比較をしてそこでうまくいくかどうか、そこら辺のところは実は非常にむずかしい問題であらうと思ひます。その点がむずかしいということにつ

きましては、これは従来からずっと租税制度をつくりまします上についての一つの大きな問題点でございます、これは各国ともいろいろ試行錯誤を加えてはまいっておりますけれども、これできちっと完全にバランスがとれたという形のもの、理屈からいってもまだ見出してない状態でございます。先生は、それを一つの方法として御比較いただいたわけでございますけれども、比較の方法といたしましては、別に、私が申し上げましたように、所得と所得という比較のしかたもございまして、これは、同じ所得でございますれば同じ税率がかかっているということで、結果的には同じことに相なるわけでございます。

ただ、先生が御指摘いただきましたように、給与所得者と事業所得者の税負担のバランスをとるということは、さほどにむずかしい問題がある。それから同様に、個人事業者と法人形態の場合の負担のバランスを、どういうふうな形でこの段階でとればいいかというのは、非常にむずかしい問題でございます、われわれもいたしまして、もしよつちゅう勉強はいたし、いろいろその調整を加えておるわけでございますけれども、現在のところでも申しますと、これは若干よいなことかも知れませんが、青色の事業所得者と法人形態をとっております場合の法人及びその法人の代表者の税金の合計とのバランスを、一つのモデルを使つて計算をしてみますと、大体二百八十万円くらいのところで個人形態と法人形態では同じくらい税負担になります。それよりも所得が多くなり、これは税率の刻みの関係でおのずから個人形態のほうが重くなりますし、それよりも低い段階では、個人形態のほうが総合的には税負担が軽いというようなことを、一応われわれとしては考えに置いた上でのバランスをとっておるつもりでございます。

それから、最後に御質問いただきました青色事業主特別経費準備金の積み立てをいたしました場合、引き当てをやりました場合に、これが必要経

費になるという点と、それからそれを連年引き続いて毎年必要経費として積み立てていくわけでございますが、そういうふうなことをいたしました場合には、必要経費についてどういう最終的な扱いをするのかという関連の御質問かと存じますけれども、この点につきましては、他の準備金、たとえば、退職給付引き当て金というふうなものがございまして、こういった場合も、その引き当てをいたしました場合には必要経費として損金に算入いたしましたわけでございまして、それがそのまま準備金の形で、その場合は引き当て金でございますが、引き当て金の形で積み立てられるというところは、今回の準備金と同じやり方と申しますか、同じシステムに乗っかっておるといふことでございます。

○鴨田委員 実は私がここに持っているのは、青色申告の準備金制度に対する質問書について政府の正式な答弁であります。その答弁を見ながら私はこの答弁の矛盾をついておるわけでございまして、そのつもりでひとつお答えを願いたいと思ひます。

まず、先ほど申しましたとおり、準備金制度、これはいままでわれわれが法文を見てみまして、こんな長い準備金制度というものはあまりないのです。これはだれがつくったのか。あなたがつくった元凶だと思ふのですけれども、これはどうしてこういう長いものをつくったのですか。それから、その長いのはけつこうなんだけれどもその結果におきまして、結論に入るようでありまますけれども、一時所得としてこれを見る、ここに大きな税制上の矛盾があるんじゃないか。というのは、一時所得というのは、ここにありまますとおり、どんなふうな性格のものであるかということを見るとき、これは一目より然るなです。これはギャンブルで得たところの収入であるとか、あるいは、その道を歩いていて拾得物を警察に届け、警察からもらったものであるとか、そういうふうな性格なものだ。これに対して今度の改正では、四十万控除してその二分の一に課税するといふ。そうすると、毎年毎年六万円ずつと積ん

でいく、その積んでいったのは、これはもちろん中小企業であります。しかも零細企業であるから、そんなものは実際には積んではいない。これは政府のほうだつて経理上はよろしいといつてあるんだから、これは経理上の計算でなっているんだ。はつきりするのためにやっているんだから。だから、減価償却を出すため、近代化をするためにこれを特に奨励するという面も考えられる。そうすると、そういう考えで進んでいくと、あとになつてみて、ないものをよこせといふことになる。ところが、今度は六十五歳以上になると老齢年金だとか、これで何とかなるからいいじゃないかと、いふことがここに書いてあります。これは現在の日本の人口構造というのは、六十五、六くらいじゃない平均がもう七十くらいになつてきているのだからね。そういうふうな、一時所得というものがこの制度の中に入つてきているといふところ、表面はどうもあめをくれているが年をとつてからはつたをぶたれたといふこと、これは同じなんですよ。それじゃ青色申告を一生懸命やろうという考えの方々に對して、かえつてこの青色申告を妨害するものであり、しかも中小企業の共済制度というものは、これはもう外部に金を払うのだから同じじゃないというけれども、やはりそういうふうなことをだんだん政府のほうで奨励しておるようなものだから、中小企業の共済制度だつて、こういうものがあると非常にじやまされてしまふ。

だから、私はさつぱらんな話がこの問題はもう予算がきまつているのだから、私はいますぐといふことは申し上げませんけれども、ただ課長はこういう法の立案の元凶ですから、また来年これをやるというときは私ははいやです。だから、きょうはりっぱな政務次官も来ているんだから、ぜひひとつこれは控除しようじゃないかといふことを腹の中にきめてもらいたいと思ひます。どうですか、これは。政府の答弁書によると、これは資産所得であると書いてあるのです。これは税の本質からいっ

て、勤勞所得であるということをおははつきり考
えている、これを積み立てたものは、結局、事業
所得というものは、皆さんも知っているとおり、
この勤勞と資産所得を合体したものなんですね。
それはそうでしょう。それを総じて事業所得と
言っている。ところが所得税そのものでもって、
これは話が違いますけれども、給与所得というも
のを考えたときに、ほんとうに汗水たらして働い
て得た労賃からこの給与所得を払う人と、ほん
うにぶかぶかたばこばかり吸っておって、重役
をして利潤の分配によって給料をもらっておるの
とは、これは同じ給与所得といったって種類が
違ふのですよ。これを見ているところに、
私は現在の所得税法の一つの間違ひがあると思
う。

そこで、私は、この一時所得の問題の取り扱いについて、そういう意味において、これはもう勤労性所得なんだ。これは毎年毎年五％であるから、百二十万円であれば、六万円ずつ積み立てておるんだ、十万円であればこれはもうずっと十万円積み立てておるんだという考え方で、このいわゆる積み立てたところのものは、一時所得なんというけちなことを言わないで控除するという考え方は、これはどうですか。ちよっとお答えを願います。

○山内説明員　取りくずしました場合に、一時所得といたしました理由をまず御説明申し上げます。

この制度は準備金でございますから、とにかく事業所得を得まして、その事業所得の中から一部を必要経費として取り除きまして、その分を準備金に引き当てるという構成をとっております。したがって、そういう意味合いでは、事業所得が準備金の形をとって逐次積み立てられていっておりますという性格のものでございます。こういった意味での性格の準備金につきましては、これは現に從來からいろいろございますけれども、こういったものを取りくずします場合は、例外なく必ず取りくずした利益については事業所得として課税をいたしておるわけでございます。したがって、ま

て、そういったものの等の権衡から考えますと、本準備金につきましても、取りくずした場合には事業所得として課税するというやり方も一つの方法としてあるわけですが、この際は特に一時所得という扱いにしておる次第でございます。その理由といたしましては、これは先ほどから

御議論に出ておりますように、青色事業所得者の将来の老後の生活の安定とつたような性格も一面持つておりますので、そういう持つております性格にかんがみて、これは、たとえば同じような意味合いで外部にそういう金を抛出したしまして、その抛出したものを、たとえば小規模企業共済制度というものがございますが、そういった小規模企業共済制度の掛け金に抛出したしまして、将来本人が廃業いたしましたときに、その共済から共済金を一時にもらうといったような場合を考えてみますと、この場合には一時所得という課税をいたしております。それからまた、たとえば養老保険のようなものを払い込んでおりまして、将来一時にもらう、年限が明けて、満期が来て、満期の一時金をもらうといったような場合も、一時所得として課税をしております。そういったものとの振り合いを考えて、将来の老後保障という意味合いを持つておるこの制度につきまして、そういう必要が起こつて取りくずした場合には、同じように一時所得にしてやたらどうだろうかということが、一時所得にした理由でございます。

それから第二番目に、せっかくそういうふうにしておきながら、そういうふうな事情が起こつて一時所得になる場合に、それに見合う財産がなくなつておるではないかという御質問でございます。これは、確かにおっしゃるような場合もなございます。これは、確かに思います。ただ、これまた釈迦に説法で恐縮でございますけれども、この準備金はパランスシートで申しますと、貸し方にその分だけ金額が十萬、二十萬とだんだん積み重ねられて積んでまいるわけでございますから、おのずからそれに対応いたします借り方として何らかの資産科目があるわけでございます。もちろん、それ

をどんどん自分でかつてに、たとえば家計用に持っていて使つてしまふというふうな状態が起りますと、それは貸借のバランスがうまく合わないということで、御指摘のような問題が起ると思いますけれども、そこら辺のところが合理的に運用されております限りは、いま申しましたように、貸し方勘定でありますところの、いまの準備金と見合う借り方のまともな勘定が残つておるはずなので、そういう意味合いでは、貸し方の勘定を取りくずした場に残ります借り方の勘定というものは必ずでございます。そこら辺のところは、事業者の事業運営のやり方と申しますか、そちらのほうでいづれかの結論が出てまいる性格のものであらうかと思ひます。

それから第三番目に、中小企業共済制度がじやまされるのではないかと御質問でございますが、これもごもつとも存じますが、ただ、われわれのほうは、制度をつくります際に、その点につきましても十分配慮いたしまして、本来でございますいますと、片や中小企業共済に掛け金を出すというのであれば、内部でこういう形でやる必要はないだろう。いづれか二者択一でいいのではないかと議論もあらうと思ひますけれども、現在の御提案いたしております制度では、両方入つてもらつてけっこうであります。入つてもらうといひますか、中小企業共済に入り、かつこの準備金を積むということについても、いささかも制約を加えておりません。そういう意味では、中小企業共済に対する実質的な悪影響というのは、われわれは考えられないのではないかと思つておる次第でございます。

それから最後に、そもそも事業所得については勤労性所得ではないか、勤労性部分が相当入つておるのではないかという御指摘、これはまことにごもつともでございます。ただ、現在の所得税のたてまえといたしますと、わが国の場合は、これは勤労性であるか資産性であるかということにつきましては、別に負担能力に差別を設けておりませんで、そのいづれにつきましても、総合いたし

まして所得として觀念をして、累進課税をするというのがたてまえになっております。先生お話になりましたように、国によりまして、立法例によりましては、その勤労性の所得については、それ以外の所得と比べて違う扱いをしておるところもございますけれども、わが国の基本的な税制の考え方について申しますと、いま私が申し上げたような形になっておりますので、そういった基本的な制度の上に構築いたしました準備金でございます関係上、以上のような考え方によつてつくり上げておるということでございます。

○鴨田委員　ただいまの山内君の答弁の中で、幾らか前向きの姿勢があるということが考えられたのは、この積み立てたところのものは一時所得としてやるけれども、この中には、事業所得であるのだ、こういうふうな考え方をあなたにはいま言われましたね。これは速記録にある。事業所得というのは勤労所得と資産所得の合体なんだ、あなた。そうすると、私が言った一時所得というのは、やはり勤労所得面があるということは、はっきりもうあなたが証明しているわけだ。

そこで私は、一時所得として、これをどういうふうな考え方でここまで持つてきちゃったか。もう大蔵省の皆さん方のほうじゃ、これは退職所得にしたらどうだという考え方もあったように私は聞いたと思うのです。退職所得にすれば、これは税金がかからない場合が多いんですよ。一時所得だからこれはかかるんです。だから、これからのやり方としては、そういうふうな問題も考えると同時に、またこれは——もう時間がなくて実際惜しいんです。もう一、二委員長勘弁してもらいますが、私は、青色申告の事業主の問題についての報酬は、完全給与制をやるのが当然であるという考え方をまだ持つておる。事この問題については、私は理論的に確認を持つておるのです。だからこの問題は、きょうのは準備金制度だけの問題だけれども、全国の中小企業の青色申告の方、そういうようなみな希望を持つておるし、与野党みんなそういう考え方であられるように

私は思つておる。完全給与制の問題はみんな賛成しておるのです。しかし、私は与党であるし、しかもこの法を審議したほうであるから、あらためて私自身は申しません。とにかく予算がきまつたことだし。だから、来年度においては完全給与制をひとつやうに研究する、特にそういう考え方でいるんだということを、どうです大蔵政務次官、これはやるべきですよ、政治家なんだから。

○中川政府委員 中小企業の問題で、税制を通じて非常に御心配をいたしておりますが、気持ちよくわかります。また、この問題がたゞいま非常な議論がありまして、ようやくこころしいうような形で踏み切りました。踏み切る過程には、いま言った、給与であるのかどうかという点が一番問題でありましたが、税制のたゞまえからいって、どうも例のポケット論、こつちからこつちにするのは、これはおかしいじゃないかというふうなことでいろいろ詰めました結果、妥協の産物として準備金、しかも、青色申告というものを促進するという意味で青色もつきあるいは事業主という方々も考えてくれというふうなことから事業主と三つ並べて、特別という名前は入りましたが、この制度の名前が長いところを見ても、いかに苦勞した産物であるかということが言えるかと存じます。しかも今度は、取りおろすときに給与としての退職金扱いにするのかというふうなことも、いろいろございましたが、これも妥協の産物として、一時所得ということになったわけでございます。ことほどさうやうに、この問題については非常に議論の多いところがありますが、ことしのところは、これぐらいのところがあるまいんではないかというので、大方の皆さんの党にありましては御賛同をいただいて、提出の段階になっております。

題が大切でありますから、たとえば生命保険の保険金が一時所得になっておる、そういうものとのにらみも、その他いろいろあるうかと存じます。それらを今後ひとつ筋届に考えずに、大いに検討して納得のいく姿にこれから積み上げていく姿勢が必要であらうと存じますので、今後また十分検討いたしますので、今回のところは御了承をいただきたいと存じます。

○鴨田委員 政務次官が前向きにというふうな発言がありましたので、きょうは、この税制を立案した元凶である、責任者である山内君も見えておりますので、私はこれは希望ではなくて、当然そうすべきであるという考え方を申し上げたわけでありまして、ひとついま申ししますとおり、税の本質から考えてもらつて、しかも個人事業主というもののこの所得というものが、勤労性と資産性から来ているのだ。しかも勤労性というものの所得においては、給与所得においても、あるいは剰余価値そのものを分配するのと、剰余価値そのものを実は利潤に回して利潤からもうらうのと、本質は違つておるのかかわらず、税のほうでは所得税として給与控除を行なつておるといふ、この矛盾をきわまりない税制の問題、この問題をひつくるめまして私は問題を解決してもらいたい。

大蔵省では、ややもいたしますと、税金は高いほうを見本にいたします。これはいかぬです。水が低きに流れるのは自然の情なんだから、低いほうをひとつ目当てにして、何とかして安くしてやろうという考え方、そして税のバランスをとることは、私は税制といたしましても最も重要な問題ではないかと思ひます。私も、今後この問題については一生懸命検討をしまして、またこの席上で、あるいは私は大蔵委員会の席上へ質問に参るかわかりませんが、どうぞひとつ勉強しておいてください。お願いいたします。

政務次官の御意見は、前向きで一生懸命やるというので、非常に私は賛成、気に入りましたから、この点できょうは質問をやめたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○八田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 きょうは、カラーテレビのダンピングの問題について質問を通告をいたして承りましたところ、関税委員会の結論が出たやに漏れ承りますので、あとでこの点はお尋ねをすることにいたします。

その前に、各省からお見えになつておられますので、まず公害の問題で、その後の調査の経過がどうなつておるのかぜひお伺いをしておきたいと思ひます。これは、経済企画庁の宮崎生活局長にお尋ねをいたしますが、問題の長崎の諫早湾のカドミウムの汚染、その原因の究明をずっと続けておられたと思うわけでありまして、原因は明らかにしたのかどうか、その点をまずお伺いをしておきます。

○宮崎(仁)政府委員 この有明海、特に諫早湾におきますノリその他のカドミウム汚染の問題につきましては、先般もお答えをいたしましたとおり、経済企画庁といたしまして、関係各省と御協力をいたしまして至急調査をするというところで、予算措置をいたしておるわけでございます。この調査につきましては、去る十一月に関係各省で打ち合わせをいたしまして、それぞれ分担をきめて調査を実施いたしております。

内容を少し申し上げますと、経済企画庁ではこの海域の水質及び底質、それから運輸省におきまして大牟田港の水質及び底質、水産庁において関係地域の工場排水の問題、建設省におきまして有明海に流入する主要河川の水質及び底質、厚生省におきまして有明海の関係水域及び地域の汚染の状況の総合的調査というふうな分担になつておりまして、三月末にその結果が出てくる、こういうことでございます。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕

現在までの段階では、まだその調査の結果が全部集まつておりませんので、結論を出す段階にはございませぬけれども、調査ができましたならば、関係各省と打ち合わせまして、至急、それについて

ての結果の評価、並びにそれに対して今後どうするかというふうなことを打ち合わせてまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 先般の委員会でも、局長三月末がめどだとおっしゃつたので、まだ三月のいわけの状況というところについていま御報告をいただきましたけれども、どうも調査というものが、私は漏れ承つておりますところによりまして、あまり積極的な調査がなされていまいに感じるので、具体的な調査にどのよう調査をやっているのか、具体的な調査にどのよう調査をやっているのか。

○宮崎(仁)政府委員 ただいま概要を申し上げましたが、調査の内容をいたしましては、たとえば水質及び底質の調査等につきましては、関係県に委託をしてやつておる分が多いわけでございます。

一例を申し上げますと、水質調査事業といたしましては、佐賀県関係に委託しておるものが地先海域二十八カ所、それから長崎県につきましては諫早湾三カ所というところで、カドミウムその他の物質についての分析等をやつていただいております。一部中間的な数値も出ておるようでございますが、これを結果として取りまとめまして御報告いたしたくというつもりでございます。それから通産省関係等につきましては、この関係地域の工場等につきまして、具体的に調査をしていただいております。これも大体同じ時期に結果が出るというふうな何つております。それから、建設省とかあるいは厚生省関係の調査は、やや特殊の問題が入つておりますけれども、やはり同じような形で出先の機関がやつていただいております、こういうふうな何つております。それから水産庁のほうでも調査費が若干ついておりますが、これはおそろしく、ある程度結果が出たあとでまた評価をしていただくことになるのかどうか、この辺は私も詳細知りませぬけれども、水産物についての調査になるようございしますから、そういう形での調査が行なわれておる、こういうふうな考えております。

ます。

○中村(重)委員 いままでの調査で、大体大牟田の製練所、銅ですね、その有毒性のものが原因ではないのかというようなこと、当時からいわれているわけですから、おおよその見当というのはいっているのじゃないでしょうか。

○宮崎(仁)政府委員 汚染源といたしましては、大牟田の地域というのが一応考えられたわけですが、それ以外にもまだいろいろある、あるいはという問題のところもあるようでございます。先ほど申しましたように、通産省等で工場等についての悉皆調査のような形をとっていただいておりますから、その結果を見ないとなかなか判断はむずかしいと思います。

○中村(重)委員 当時、ノリはきわめて小部分の海域のものを調査したのだから、もっと広い範囲でやってみなければいけないのじゃないか。そこで私の質問には、再調査ということについて、そういうお答えはいただけたわけですが、再調査をやってみたらどうだろうかというところの検討もなされたようではありますが、もっと拡大された形で再調査をおやりになったのかどうか。おやりになったとしたならば、その結果はどうであったのか。いかがでしょう。

○宮崎(仁)政府委員 今回の調査の範囲は、有明海、それから諫早湾という形でかなり広くやっております。そして、それにつきましての水質、底質等についての調査は、中間的にある程度の結果が出ております。ただ、御指摘のノリ等につきましては、県の衛生研究所等での中間的な調査はあるようでございますけれども、その結果はまだ出ておらないということでございまして、これから月末までの段階で、そういったものがまとまってくると思っております。

○中村(重)委員 漁民だとか消費者の不安というのが非常に大きいので、この不安解消のために、私は政務次官のお答えもそのときいただいていたわけですが、農林大臣であるとか厚生大臣の談

話か何か、そういう形で不安解消をやる必要があるのではないかとこのことについて、政務次官は努力をすると言われたわけですが、その後そのような努力をなさったのかどうか。結果はどうなのか。それから漁民だとか消費者の不安というのは、もう事実上解消しているのかどうか、その点をひとつ伺っておきます。

○小宮山政府委員 昨年、先生からの御要求がございまして、関係各省にその旨を伝え、また政務次官会議に公害問題で山中長官に御出席いただいたときに、私のほうから先生の御意向を長官にもよく伝えて、漁民その他の問題もございまして、至急この点の結論を得ていただきたいという要請をいたしておきました。しかし、いままでも経験がございせん。いま宮崎局長のほうからのお話のとおり、いまいろいろデータを集めているところでございますので、その結論を見てから、いろいろ今後どうするかというのを考えたいと思っております。

○中村(重)委員 どうも政務次官おかしいんだな、いまのあなたの答弁は。農作物の米なんかから検出されたカドミウムの汚染というものは、実際この程度以上食べたならば有害であるけれども、しかしそれ以下であれば人体に有害ではないのだといったようなこと等々、談話でもってこれは明らかにしたわけでしょう。だからノリに対しては同様な扱いをすべきではないのか。それは当然のことだからというわけで、政務次官は、政務次官会議にかけまして、こういうことで、自発的にあなたのほうから特に発言を求めて、そうした努力をお約束になったわけですか。私はそのときは、あなたに質問ではなかったのだ。たしか他の出席された局長が何か質問しようとしたときに、あなたが事の重大性ということを痛感をされて、みずからそのような発言をし、そして確約をされた。私は、そのお約束をお守りにならないから、あとでまたお尋ねをしたのだ。いや、ごもっともでございます、必ずそういうことをやらせるようになお努力をいたします、こうお約束になっ

たのですよ。いま、山中長官に対して、あなたはそういった申し入れをやったのだ。しかし、その必要がないというのか、そういった談話を公式に発表するというのが非常に重大なのだ、技術的にむずかしいといったようなことから、そのような取り扱いはされないのかどうか。まず、それを明らかにしなければ、漁民であるとか、あるいは消費者の不安というのには、さらに大きくなっていくんじゃないでしょうか。漁民の生産意欲というのは低下するだろう。消費者はノリを食べることに、この程度食べたらいいのだろうか、どうだろうかという不安がある。私自身が、いつもそういう感じを受けているわけだから。三カ月以上になるでしょう。同じようなことを何回も繰り返すのではなくて、もっと的確に、こういうことが問題なのだ、だからしてその点を解決しなければならぬんだ、というようにことで御説明になるならば私はわかる。そうではなくて、きわめてあいまいもこの御答弁では、私はあなたの責任は果たせないと思う。あなたの誠意はわかるのですよ。誠意はわかるんだけれども、誠意がわかるからといって、ではそれを期待いたしましょうという形で引き下がることは、おかしいじゃありませんか。そうでしょう。

○小宮山政府委員 その点でございすけれども、先生から再度御質問があったことも承知しております。しかし、ノリ等における食べる頻度の問題もございす。それから、どのくらいそれが人体に影響があるのか、こういう点がいままでもされておらない。そういうことで時間がかかっていることも事実でございす。実態調査がまだできていないところで、まだお答えがでないというのがほんとうだと思います。

私、ここで一番問題なのは、先ほど申しましたように、食べる頻度というものが、やはりどのぐらい影響を与えるんだということが個々別々でございす。その辺の経験数とかいうか、いままでの実例とかいうか、そういうものがないということが、やはりこれをこうだということが言い切れない面

があると思っておるのでございます。そういうことでいま実態調査をやっておりますので、それでどうするかというのを考えていきたいということでございます。

○中村(重)委員 二つの問題になるわけだ。いま宮崎局長が答弁されたのは、諫早の浅海海域におけるところのノリのカドミウム汚染の原因について、いま調査を進めているというわけだ。そのことと、ノリをどの程度食べたならば人体に有害になるのか、この程度はよろしい、これ以上はいかないという問題は、宮崎局長の答弁の問題とは違うわけだ。それと切り離して、いまあなたのお答えになったような調査がきわめてあいまいであるとするならば、きわめてこれは重大な問題なんですよ。その調査を待つて有害の程度というものを明らかにいたしましょうということはおかしい。そうでしょう。だからそれならば、もっと積極的に研究調査を進めて、早くそのことを国民の前に明らかにしなければいけないと私は思う。まずあなたの認識から改められなければならぬ。繰り返して言うならば、浅海海域から検出されたノリのカドミウム、その汚染の原因究明の問題と、ノリ自体の中にありますところのカドミウム、それがどの程度はよろしい、どの程度は人体に影響はないのだという問題と切り離して、研究の結果を明らかにしていく必要があると私は思う。そう思いませんか。

○小宮山政府委員 先ほどから申し上げましたように、そのノリをどのくらい食べたかカドミウムに汚染されるか、人体に影響があるかという、いままでの臨床例がございせん。また、なかなかそういうものができないということが非常にむずかしいということを申し上げて、これをどういうふう

に研究するかということ、私も厚生省のほうにお願いしただけで、はっきり申し上げましてこれを促進する以外ございせん。

分布調査と対策基準調査ということで、農地局ではこの二つについてやっておるわけでございませう。

これは文字どおりでございまして、分布調査と申しますのは、水田の土壌、かんがい用水それから米の汚染、これにつきましてカドミウムの分布の状態を調査しておるわけでございませう。これは一年で大体この分布の状態を把握しようということをやっております。

それから対策基準調査でございませうが、これも文字どおり対策基準でございまして、対馬に五カ所の圃場を設けて、これにいろいろ試験区を設けて、その試験区に、無処理の区域とか、排土、客土をやった区域とか、溶成燐肥とか重焼燐のようないわゆる改良剤を使いまして土壌改良をやっていく区域とか、そういうような試験区をつくりまして、それが一番カドミウムがお米に入るのを抑制する効果があるかというように調査をやっております。これは三カ年継続でやるようになってございまして、現在のところまだ県から正式の報告に接しておらないのでございませうが、中間的に県から聞いておりますところでは、大体、排土、客土をやったところは五割ぐらいの抑制効果があるのではないかと、溶成燐肥とか重焼燐を施用したところは一五割ぐらいの効果があるのではないかと、というように中間の報告を聞いております。しかしながら、本年度初めてでございませうし、客土も五センチしかやっておりませんので、この客土を十センチ、十五センチにした場合にはもっと効果が大きいのではないかと、というように問題、また、たゞいまお話し申し上げましたこのように資材を、客土、排土とあわせて一緒にやった場合には、もっと効果が大きいのではないかと、というように問題が現在もございまして、引き続きまして、たゞいまお話し申し上げましたような問題点を、来年度対策基準調査に組み入れまして実施する、という方向でおります。

しかしながら、この調査が終わらないうちには対策事業はやれないのかという問題かと思ひます。

が、毎年毎年の経過で一応対策の傾向といひますか、そういうものが出てまいりますので、たゞいまの調査、試験と並行いたしまして、この対策に最も効果的な方法というようにことが決定されたならば、これと並行いたしまして事業のほうの計画も考えていきたいと思つております。

○中村(重)委員 調査にずいぶん時間がかかっているが、お米もまたつくらなければならぬ時期になる。だから、いわゆる汚染農地に対して、またそういうした農産物をつくらせるといふ考え方であるのかどうかということも明らかにしておいていただかなければならぬ、農民も不安だろと思うのです。同時に、いまそれ調査検討を進めていられしやうなわけで、遠からず結論が出る。遠からずというのか、いまお答えによるところの結論が出るでございませう。その場合、いづれにいたしましても費用が伴うことは言うまでもございませう。しかし、費用が伴ひましても、農民は被害者であることに変わりはない。したがって、先ほど通産省のほうからもお答えがございまして、被害者である農民に対して費用の負担を要求することは、そのようにおっしゃるべきであると思ひます。そのとおり理解してよろしいかどうか。

○住吉説明員 これが事業となりましては、土壌汚染防止にございませう。玄米一P M以上指定になりました地域につきましては、事業者負担法が適用になります。しかし事業として、その地域だけでは効果もございませうので、そのまわりの将来汚染されるおそれのある地域もあわせて対策をやりたいと思つております。そのうちにつきましても、極力農家の負担はかからないような方向で事業を進めてまいりたいと思ひております。

○中村(重)委員 いま、極力負担のかからないような方法で、こうおっしゃったのですが、範囲を拡大してまいりますと、また事業の種類が変わつてまいりますから、その負担割合等も変わってくるわけですよ。だから、私が言ったのは、範

囲を拡大しようとも狭くしようとも、いづれにいたしましても、汚染地区に対する客土であるとか、排土であるとか、あるいはまた、いまいろいろ御指摘になりましたような調査研究の結果に基づいての事業を遂行されるわけでありませうから、それにつきましては、やはり費用負担法に基づいて、その地元農民の負担とか、あるいは地元町村の負担というものがあつたわけですね。しかし今回の場合は、農民はあくまで被害者である。したがって、その行政地区といひまして、それはやはり被害地区であるわけですよ。そこで、そうした被害者であるところの行政地区あるいは農民に対して負担を要求するのではなくて、あくまでその費用の負担は企業にやらせる、そのような考え方で通産省と歩調をとめておやりになるという考え方をもちになつていらつしやるのかどうか、それをお尋ねをしております。

○住吉説明員 先ほどお答え申し上げましたように、事業者負担法が適用になる場合とその関連の場合がございませうが、十分通産省のほうとも連絡を密にいたしまして、極力先生のおっしゃいます方向で努力をしてみたいと思つております。

○中村(重)委員 あなたにそれ以上のお尋ねをしても、お答えができません。先ほどの通産政務次官の答弁で明らかにされておりますから、そういうことで理解をしてみたい。

次に、カラーテレビのダンピングの問題のお尋ねに入りたいのですが、公正取引委員長、予算委員会の方へおいでになる予定があるそうでございますから、あなたに先にお尋ねをいたします。三洋電機外五社のカルテル審判事件はその後のような経過をたどつて、いつごろ結論をお出しになる御予定でありますか。

○谷村政府委員 四十四年に結審いたしました。昨年のたしか六月でありましたか、審決案の提示がございまして、私どもとしては、いまその争点について、すでに審判官の手を離れまして

委員会の手に移つておりますので、委員会として、いわゆる争点と申しますか、争ひになつていて、いま精査を進めておるところでございませう。いつごろというふうに申し上げることはちよつとむずかしいのでございませうが、すでに、私の感じでは、まず半分までの一応の私どもとしての検討は進んでいるというふうには思つております。

○中村(重)委員 この事件は四十四年に起こつた事件でございませう。そこで四十四年、いまお答えがございまして、結審をされたわけですよ。異議の申し立てが出ておるわけでありませうから、いろいろと向こうも証拠を出して争うということになりませうが、あまりにもお過ぎると思ひます。一つの事件が五年、それからこれは審決後二年になるわけですよ。だから何かもたしたてというところではないのでしょうか、いつも私が申し上げるとおり、要員問題であるとかあるいは費用の問題、いろいろあると思うけれども、どうも、あなたのほうで手がけるのだけれども結論が少しも出ないという形になつてまいりますと、次から次へとカルテルというものが新しく発生して来るといふことになりやうと思ひます。また現にやつとあるのです。だからして、どうもあなたのほうで、この前私、指摘をいたしました、九名の要求に対して純増五名にわたつた。しかも、独立した課の設置を要求した、それも認められなかった。全体的には、あなたもやむを得ないとお考えになつておられるのかもしれないけれども、競争条件の整備というものが今日大きな政治課題である、そのことを考えられるならば、もっと強い姿勢で費用の要求なりあるいは必要人員の要求もされ、そうして早く結論を出される、そのような態度をおとりになる必要があるのではないかと、私はそのように考えますが、あなたは、早く結論を出していくために、新たなそういうカルテルの発生を防止していくために、どのような態度でお臨みになりますか。

○谷村政府委員 問題は二つあると思います。

一つは、いろいろ経済問題として世間にある独禁法違反等の動きに対して、いかにわれわれが常に適切に行動するかというそのほうの問題と、第二に、さようにして事件として取り上げて、それが少しもつれまじって審判というふうな形になったときにどうするか。いまあとの問題をお聞きになつていらつしやるのでございますが、私、率直に申しますと、事件の中に二通りございます。

一つは、わりあいと事実関係がはっきりしており、事実については争いが無いが、法律の問題についてどう考えるかというふうなことになると思います。それから、なかなかその辺の法律の適用の問題、その前提としての事実の理解、解釈の問題、そこがむずかしいという、そういう事件がございます。

これにつきましては、私も法律の厳正なる執行ということを考えてまいりますと、証拠その他から調べまして、ひとつこれでやってやれというように踏み切るといふわけにもなかなかまいりません。ことに、私どもの審判の結果は、直ちに東京高裁にいわば第二審のような形でつながらるといふようなこともございますし、私どものやりました事実認定はそのまま高裁のほうでも尊重するといふふうな、そういう問題もございまして、その辺についてはやはり法の執行という面から考えますと、問題がむずかしいければ、かなり慎重にならざるを得ない問題でございます。しかしながら、そうでないケース、すなわち、いわばそのメンツの問題という語弊がございますが、そんなようなことで争つていたり何かするような問題であつて、わりあいと事実関係並びに法律関係の適用についてははっきりしておりますものについては、私も極力これを進めてまいります。人数の問題もさることながら、やはり、一つの事案についての解釈、またその証拠の整理、そういったところの扱いのむずかしいことになるものが、いまたまたあまの長びいておりますものにはどうもあるようでございます。

昨年中に景表法違反まで含めて、私も普通

ならばこういう勧告を受け入れるであらうと思つておるような勧告に対して審判に持ち込んできたのが、たしか去年だけで四件、ことしに入つて一件あると思いますが、これについても、法律上むずかしい問題があるかどうかまだわかりませんが、かなりたまってまいりましたので、私、去年はこの委員会で、できるだけ早く処理するようにすると申しまして、三件でございましたが、片づけ、さらにいま問題になつておるものもやつているのでございますが、ひとつ人数の問題、予算等の問題もさることながら、やはりその問題の考え、整理する頭の問題が多分にございまして、これは私どもが一生懸命頭をクリアにしてやらなければならぬ問題だ、かように思つております。

○中村(重)委員 その三洋電機ほか五社のカルテル問題、その問題扱いということについては、いまお答えになりましたような慎重な態度をもつて対処しておられるのでありましようし、相手もまた、きわめて強力な態勢でもって抵抗しておるといふことが実態のようであります。

ただ、私が指摘をしたいのは、あなたのほうが、価格硬直化の調査の問題にいたしましたも、四年も五年もかかつてようやく三品目やつた。そういうふうな状態で、ほんとうに公取としての責任というものが果たし得るのだろうか。山田委員長のと受けてられて、谷村委員長はみずからカラーを生かして、そういう中で職責を果たしていくといふような考え方で取り組んでおられるというふうには思ふわけですが、何か私は、公正取引委員会は軽視されているような感じがしてなりません。だから、みずからの重要性を再認識されて、非常に期待にこたえて対処していただきたい。非常に大きな政治課題というものは、何だかあなたの肩にかかつている面というものが非常に大きいと私は思います。だからして、特にひとつその点を強く要請しておきたいと思ひます。その点で一応お答えいただければ、あとでまたお尋ねしたいことがあります。

○谷村政府委員 先般も予算委員会ですういふことをばえただきまして、激励を賜りましたことを、いまあらためてまた御礼申し上げます。

でございますが、やはり行政府と申しますか、公取はもちろんその中心になるわけですが、こういう独禁政策とか、あるいは新しい意味での消費者行政でありますとか、そういう問題について、政府全体がある意味では一体となつてそういう方向に向かうようにもならなければならないと思ひますし、当然のことながら、私どもの活動状況等についても、この間も経理以下いろいろお話がございしましたが、御支援いただけるものと存じておりますので、今後ともひとつしっかりやつてまいりつてもうございしますから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村(重)委員 私は行政当局の問題についてはわかつていますよ。政府は政府の責任がある。ただ、あなたのほうは、ともかく、行政当局に歩調を合せていこうというふうな考え方はなく、公正取引委員会の使命というものを十分体して対処してもらいたいということなんです。何か妥協ばかりしているような感じがしてなりません。

きょうは時間ありませんから、あらためてまた鉄鋼価格カルテル問題を中心としてお尋ねいたしますが、いま一つ、この際あなたにお伺いをしておきたいことは、カラーテレビの二重価格の問題で、あなたは不当品類及び不当表示防止法を発動いたしましてこれを撤回させた。そのことは、何回も申し上げたように、私はその努力に対しては敬意を表したい。表しているわけですが、ところが、その後行なわれた通産省の行政指導というものが悪用されておる。そのことは、あなたのほうでせっかく努力をして二重価格を撤回させたというその効果というものが、いわゆる通産省の行政指導の結果、逆手にとられておるというふうなこの現実というものを、私は具体的な例をもつて指摘をしてみたい。この間、三日の物価対策特別委員会において、それぞ

を代表する者が、たまたま、私が物価対策特別委員会等において指摘をしてみたいことと大体同じような方向での意見を開陳をしているわけですが、それらの点については、新聞なりテレビの報道によつてあなたもよくわかつていらつしやるのだからと思うのでありますけれども、どのような感じをもつてあの参考人の意見を受け取られたか。それらの意見に対して注目されたとするならば、この後どのような措置を講じていかれようとしておるか、まず伺いたい。

○谷村政府委員 一部の者が、今度いわゆる現金正価といふことはやめて、標準価格とか、あるいは希望小売り価格とか申しておりますが、それをきめたからには、それからあまり離れると不当表示になりますから、だから離れないようにしようといふふうに私どものほうの通達の趣旨を受け取つて、あるいはわざと受け取つたのかもわかりませんが、それで公取のほうのあの通達を、いま御指摘になつたように悪用して、むしろ、たとえばあまり値開きを起こさないようにしろということになるのだ、またしてもいいのだというふうに思つておられるかのごときことを、私も耳にいたしましたし、さようなことであつてはならないと初めから思つておりましたので、先般も連合審査のときに申し上げましたとおり、通達なり、あるいはまた各関係の業界等に対する要望には、その点を非常にはっきり申しておるつもりでございますし、また関係の係官なども、そういう者のところに参りまして、たとえば懇談会というふうな形式においても、十分その趣旨を申しているはずなのでございます。

そして、私のいま思つております気持ちでは、通産省が決して一種の、値段をそろえてきめさせるとか、あるいはきめた値段はできるだけ安売りにならないようにさせるとかというふうな、そういう指導をなすつたとは思ひませんし、また、そういうふうな受けておる方も実は思つていないわけでございます。実売価格とあまり離れないように適正な表示価格をつけろといふことは申ししたと思

います、その実売価格というものが、現実の経済のメカニズムの中で変わっていつて、あるいは離れていくことがあることは、これは否定していいと思うのであります。むしろ離れていったときに、もうからなくなってしまった値段をもう一ぺん改めるのだ、こういう話として受け取っておくと思うのですが、かりにも、もしあまり実売価格を離さないようにしようというふうな拘束、あるいは何かをしているようなことがあるとすれば、それはもちろん私もどしどしは、十分見ていかなければならないことでございまして、中村議員の御指摘のとおり事志と違わずでございまして、その点については、まだ私は、いまの段階で直ちにそうなっているとは思いませんが、そういう姿が起るかは、もう少し時間をかけて見なければならぬと思います。それが第一でございします。

それから第二は、この間、物特委でいろいろ関係参考人の意見が出たという問題でございします、その中で大体――まあ先般も連合審査のときに御指摘になりましたように、いわゆる系列的な小売り店みたいなもの、それから量販店と申しまししょうか、もう少したくさん売ろうと申す、それからもう一つその外側に、あのとときの物特委では現金仕入れでございしますから云々というふうなことを言っております。ああいうのを何と申したらいいのかわかりませんが、第三のグループ、かようにあるかと思ひます。そしてまた、そういうふうないろいろな値段があり、また、それに対しての小売り業者としてのサービスの問題があり、小売り業者のたとえば土地柄でありますとか、あるいは扱う機種でありますとか、いろいろなものによつていろいろな値段があり得るということ、私は当然だろふと思ひます。問題は、本来どこの辺のものが正常であつて、どこの辺のやつは、中村議員が御心配になるように、不当に高くしているんじゃないかと、そういう問題があるろうかと思ひますけれども、それぞれの品物の流れ、業態によつて、やはりお客さんに対するサー

ビスのしかたなり何なりも含めて値段がいろいろな違いが出てくることは、私は、ああいう商品の性質上、ある程度はやむを得ないことではないかと思ひます。ただし、それはいまおっしゃったように、その裏――裏と申しますとおかしいのです、うしろ側にある実態は十分見ていく必要があると思ひます。

○中村(重)委員 どうもあなたの答弁を聞いてみると、通産省の弁護をしてみたり、それから何か値段が若干開いているところもあるだろう、そういう答弁に終止しているのだ。私はそういうことをあなたに言っているのではないのだ。

三日の物価対策特別委員会における表現は、通産省の指導というのを逆手にとつて、そこで今度は各メーカーが同じような歩調でもつて、いままで安く卸しておたにもかかわらずこれを卸価格を引き上げてきたのだ、そういう証言をしているのです。私の調査でもそんなんです。いわゆる新型という形でいま売り出されているもの、二十型が一番多いわけでありまして、これをあんなのが、二重価格が景表法に触れるという形で撤廃された。通産省はそれを受けたような形で指導した。それをあなたも通産省の公認価格のごとく、あるいは指導価格であるかのごとく、いままで十三万から十四万で売っておたものも今度は十六万台に引き上げてしまつた。これは新たなカルテル行為です。そういう証言も公の席上においてなされた以上は、あなたは、いまの答弁のような簡単な形で片づけるということは問題があると思ひます。私も公の席上において、具体的な例をもつてあなたに対して、これは新たなカルテル行為ではないかというのを指摘した以上は、単なる町のうわさではない。私も、責任をもつて公の席上で発言をしている以上は、みづから公の発言には責任を持つ。それに続いて、関係の業界人が出て物特においてあのような発言をして、以上は、あなたは公正取引委員会の委員長として、これに注目をし、新たにこれを調査していくというふうな態度がなければならぬと思ひます。それ

れをただ通産省の行政指導を弁護し、まあいろんなことだつてあるだろうというふうな簡単な形でこれに対処する態度は、あなた自身がみづからの責任を放棄したというのを指摘しなければならぬと思ひます。だから、いろいろお答えになる必要はないから、再調査されるか、されなから、みづからやつたことについて、その結果がどうなのかということについて追跡調査をする御意があるかどうか。そして、あの証言のようなこと、あるいは私が指摘したような事実がありまして、たならば、断固としてこれを摘発していくというふうな態度がなければならぬと思ひます。そのことをあなたに伺つておるわけでありまして。

○谷村政府委員 私が申し上げましたことは二つに分かれます。一つは、やはり実態というものをよく見なければならぬということでありまして、そして第二に、もしそこにおいて独禁法違反の疑いを持つようなことがあれば、それは当然に私どもの任務としてやらなければならぬ問題であるということとございします。言ひ方が少し長くなりましても、その前段のまず実態をどういうふうに見るかという問題についてのみ長く申し上げたので、あとのほうのことがお聞き取りいただけなかつたのでございします、私はそういうふうに二つ問題を考えております。

第一の問題は、まさに申し上げたとおり、私どもとしては、それではたしてどういう動きになっているかというのを当然見ていかなければなりません。その一つの証拠と申しますか、あるいは情報と申しますか、として先般のような物特委におけるある方の御発言というものがございします。あるいはまた協会、あるいはまた通産省等からいろいろ伺つたこととございします。また中村議員の公式の場における御発言も、十分そういう問題の一つの資料として私どもは考慮しております。決して、それをただ聞き置くとか、ほつたらかして置くというつもりはございしませんことを、重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○中村(重)委員 それでは、さっそく調査をされる御意があるというふうに理解をしてよろしゅうございしますか。

○谷村政府委員 調査ということばでございします、要するに私どもとしては、問題を実態としてつかまなければならぬというふうに思つております。

○中村(重)委員 時間がありませんから、それじゃ最後に、カラーテレビのダンピングの問題で米国の関税委員会が審査を進めていたわけですが、何かきょう結論が出たように伝えられているわけですが、おわかりでしたら、お答えをいたしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 まだアメリカにおりますこちらの大統領等からの公電は参つておりませんが、けさほど、ニューヨークに参ります軽機械センターからテレックスが入つてまいりました、それによりますと、アメリカの関税委員会は、日本製テレビのダンピング問題に關しまして全会一致で、損害、インジュリーといつておりますが、インジュリーありとの決定を下した。報告書はきわめて簡単なものであつて、第一に、日本からの輸入増、米国におけるシェアの増をあげている。それから第二に、特に中間サイズ、九インチから十八インチに競合関係が集中しており、大半の白黒テレビ、ほとんどすべてのカラーテレビが公正価格以下である、それから第三に、米国製品と比較したとしまして、大半の日本製品の価格は低いといつたやうなことを主たる内容としたものである。これに對して特別な例外や付帯のコメントはつけられておらず、公正価格以下の販売と被害との関連性についても触れられていない、こういうテレックスが入つております。こういうことと、昨年の十二月五日に財務省でいわれるダンピングの事実ありとの認定をし、同日関税委員会に送附されたわけでありまして、この際、関税委員会の結論が出、したがつてまた問題は財務省に返された、こういう次第でございします。

○中村(重)委員 いまお答えになりましたやう

な、違反の事実というものを指摘しているわけですね。それと同時に、私は、違反の額としても、大体どの程度だということだとして算出されているのだからと思うんですが、あなたのほうも、この問題を重視しているところと調査もし、またアメリカ側とも接触してこられたと思うんですが、大体、算出の基礎であるとか、いまだ答えになりませんという形で試算をいたしますと、どの程度の額になるのをごさいますよう。

○赤澤政府委員 アメリカのダンピング法の運用でござりますが、いま申し上げたようなことで、関税委員会が、アメリカの業界に被害を与えたという認定をいたしたわけでありまして、その詳細は、まだこれから私も内容を十分検討し、必要であればアメリカの政府当局から説明を受けたいと思っております。これは目下のところはまだ詳細不明でござりますが、この後、財務省にこの報告が参りまして、最終的には、財務長官がダンピング事実ありという認定をなさるかどうかという事実がまだ残っております。かりにここでダンピングであるという判定をいたしますと、財務省は昨年の九月の四日に関税の評価の差しとめをしておりますから、九月四日以降アメリカに輸入されたテレビにつきまして、個別に、これは機種ごとに、幾らが公正価格であるか、フェアバリューであるか、こういう調査をいたしまして、その調査に基づいて、現実の輸入価格との差が出れば、それをいわゆるダンピング税ということで賦課をしていく、こういうことになるわけでありまして、したがって、従来までダンピングの容疑ありという段階では、六八年から六九年にかけての事実の調査であったわけでありまして、今後もしかりにダンピングであるということが最終的に裁定をされますと、これは昨年の九月以降の輸入分について財務省は調査をいたしまして、そして公正価格であると思われるものをまずきめ、それとの差額をダンピング税として取るわけでありまして、したがって機種ごとに、あるものは非常に金額の張るものがあるかもしれせんし、あるものはほとんど

どダンピング税といったようなものはかからないというふうなものも出てくるかもしれせん。これはこれからの財務省の認定に待つところでございます。

○中村(重)委員 アメリカの電子機器業界が、ダンピング問題は日本にとっては黒と出るであろうというので、被害額というものをあらためて算定をいたしまして、アメリカの連邦裁判所が何かに損害賠償の訴訟を提起したとか、する準備をしておるとか伝えられているわけですが、その点の情報は入っているのをごさいますようか。

○赤澤政府委員 いま御指摘になりました事実は、昨年の十二月二十一日に米国のナショナル・ユニオン・エレクトロニクス社という会社がニュー・ジャージー州の連邦地方裁判所に民事訴訟の提訴をしたというところでございます。このほうの被告になつておりますのは、松下以下日本法人七社及びアメリカ松山下以下関係の米国におきます子会社、計十四社を被告として訴えを起したのであります。

訴えの内容でございますが、これは、これらの会社が共謀いたしまして米国市場での販売価格を不当に安くしたということで、この結果、原告側のこの会社が、テレビ販売における損害、あるいは生産能力を破壊されということで、その損害額と、それから将来五カ年にわたって得べかりし利益の損失という損害賠償を合計いたしまして、三億六千万ドルの損害賠償の支払い及び上記違反行為を永久に禁止する命令を認める判決、これを求めております。これに對しまして日本側七社は、それぞれ適当なる弁護士を選定いたしました。現在原告側に対し質問書を提示し、訴訟に持ち込んでおる、こういう状態でございます。

○中村(重)委員 関税委員会の結論はあくまで違反であるという形で出たというところですが、あと段階もあるもので、政府としては今後いろいろな対策を練っていくのであらうと思うわけですが、どのように対処されるのか。それから後段で答えになりましたのは、これ

は民事的な事件になってまいりますから、政府が直接タッチするものではないのでありまして、これが、それはばく大な額であるわけでありまして、それがまた黒になるといふことになってくると、日本の家電業界が倒産するといったような危険性がある。アメリカの弁護士料は高いのだそうでありまして、だから、これに對して業界はどのように対応しておるか。また政府は、そうした民事事件に對しても何らかの対応策を申しましたようか、これに對処するといふ腹がまえを持ていらつしやるのか。前段のダンピングの違反であるとしての認定に對する今後の対応策、並びにいまの民事事件に對する今後の考え方、その点をひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○赤澤政府委員 まず後段のほうから申し上げたいと思ひますが、いまの訴訟問題は、企業對企業の民事訴訟でございますから、裁判上の争ひでございます。まして、政府が特にこれに介入するということとは適當でないと思ひます。いま関係の七社、それぞれ米国内におきますこういふことの専門的な弁護士を選定いたし、かつその弁護士の中でもリーダーと申しますか、全体を取りまとめる弁護士も頼み、そして応訴のかまえでござります。業界のほうとしては、一体、日本側のこういふことであることによつて損害があつたといふことであるのか。その企業がほかの理由、つまり企業としての運営が適當でなかつた、あるいはその他の理由で損害を受けたのか。日本側のこういふアメリカに對する輸出と企業の受けた損害といふものが、一体どういふ事実的な関連があるのか。そういったことを當然訴訟の段階を通じて詰めてまいりませんと、一つの判決がもしあるとすると、これはテレビ関係の他のアメリカの企業からのみならず、日本製品に對して全般的にこういふ問題が波及してくるというところもござりますので、徹底的にこの問題は究明し争うという立場で、いま応訴するかまえで十分準備を練っておる、こういうふうにして承知しております。

それから、前段のアメリカの財務省当局あるいは関税委員会によるテレビのダンピング認定の問題でございますが、これは御承知のように、私どももいたしましては、従来から、アメリカの流通の実態と日本におけるテレビの流通実態、これからのコストの違いということについて、アメリカの財務省にしばしば、その点については十分日本の実態を踏まえた算定をしてもらいたい。そうではないと、いわゆる日本におけるメーカー負担の流通費用というものが正当に評価されませんと、当然その違いからダンピングといふようなことが起こつてまいりますので、こういうことを国際ダンピングコードにのつとて正当にやつてもらいたいという要望を繰り返してまいりました。昨年の七月にも、下田大使から財務長官に特にこの点についても要望した次第であります。

しかし、いづれにしても、先ほど御説明いたしましたような関税委員会の結論も出ましたので、私どもその内容について詳細に知ることがまず大事だと思ひます。こういふことについても、従来、米当局にいろいろ要請をいたしましたことが、実は詳細なデータをこちらに示してもらつておりません。ましていよいよ最終判定をするということでありまして、私どももいたしましては、まずどういふ根拠で最終的にやつたのか、その根拠となつたところを十分ひとつ承知をいたしたい。そういったものを精査した上で、私どもが従来アメリカ当局に要求しておりましたような正当なる評価をばずれて、これが評価をされておるといふことであれば、私どもとしても、政府としても、こういふことについて米当局に何らかの形で申し入れ等を行なうということに相ならうかと思ひます。

○中村(重)委員 それでは、私の持ち時間を過ぎまして加藤委員の時間を譲っていただいたわけですが、これで終わりますが、せっかく本田局長おいでをいただきましたので、一点だけお尋ねをいたしておきます。石油の問題で少し質問をしたかったわけですが

が、けさの新聞で「先取り値上げ認めぬ 石油製品で通産省警告」という見出しで、「大慈彌通産省事務次官は四日の記者会見で、国際石油資本との交渉のさなかに、値上げを先取りする形の製品値上げは絶対に認められない」と、そういうことで、事態を調べるということをはっきりいまして、おそれるようでもあります。実は私は、物価対策の連合審査の場合におきましても、この問題について通産大臣にお尋ねをしてみたわけですが、灯油は不要期である、したがって需要がいまないので、さらにまたガソリンは過当競争の状態に非常に安くなっているところもあるのだから、何も心配要らないのだというように言われて楽観的なこととありましたから、それは非常に楽観に過ぎるのじゃないか、灯油はなるほどいま不要期であったにしても、おそろく上げてくるであろう、またそう短期的に見てはいけないのだということをおし上げてきたわけですが、実は次から次に石油会社は値上げをやっておるといような実情であるわけですが、このとおり絶対に認めない、これを上げるならば、どのような手段をおとりになろうとしておられるのかわかりませんが、石油業法でもって設備制限の規制というふうなものもありますが、それ以外に通産省としては、通産省の警告を聞かないで値上げをするものに対して措置の方法もないのではないかと、いろいろな感じがいたします。いろいろな面から検討しているのだらうと思いますが、こうした値上げに対してどのような対処しようとしておられるのか、絶対に押えるという確信を持っておられるのかどうか。

○本田政府委員 お答えいたします。

大臣がしばしばお答えいたしておりますが、現在の石油会社が産油国との協定で値上げを了承してその分をそのままこちらに転嫁しよう、こういう姿勢でおることに対して、日本の精製会社として、産油会社に対してその引き下げについての交渉をするということについて、われわれとしてもあらゆる支援を惜しまないということで交渉しておる最中でございますので、この時期に値上

げについてのいろいろの行動をとるということがあれば、これはきわめて適切でない、そういう意味で、そういう姿勢は認められないということをおしやりました。今度の問題は決して安易な観望し得るものではないけれども、この際強い姿勢で交渉すべきであるという姿勢で、現在、石油会社に対して、産油会社との交渉を強力に進めるということを指導しておる段階でございます。値上げのことについてはむしろ触れるべきでないという姿勢でおるわけでございます。

○中村(重)委員 単に警告に終わるのですか。もし値上げをした場合はどのような措置をおとりになるのですか。

○本田政府委員 どのような措置をとるかということについては、ここでこういう方法でということをお考えになるわけではございませんが、石油業法もあることでございますので、これらのものも考へ得る立場にわれわれがあるということをお理解いただきたいと思います。

○進藤委員長代理 加藤清二君。

○加藤(清)委員 私の要求しました答弁者はおそろいですが、通産省、厚生省、公害本部、おそろいでですね。

ただいま中村委員から石油の値段のことについてお尋ねがございました。目下、石油が新聞で毎日のようにうたわれておりますが、二つの問題点があるようにございます。一つはいま言う値段の問題、一つは質の問題。言いかえれば、これは物価の問題であり、公害の問題でございます。ともに本年度日本経済をゆるがすような大きな問題ばかりでございます。そこで私は、石油から発生する公害についてこの際しばしばお尋ねをしたいと存じます。

第一番、大気汚染の最たるものは、その〇である。その〇の一番たくさんに発生する発生源が火力発電である。電気は必要なものである。幾何級数的に需要が伸びている。したがってこれはつくり出さなければならぬ。しかしどの地区へ行つて

も、いまや火力発電所を喜んで迎え入れるところは一カ所もない。自民党の知事さんのところでも、あちらでもこちらでもお断わりになってみえる。この正月以来、各地区で選挙が行なわれまして、果知事選、市長選、何党もかに党もこぞつて、わが党こそは公害追放の先陣になります、私が県知事にさせていただければ公害はなくなります、とお約束をしてみえる。むべなるかなと思ひます。公害対策は産業に優先するという法律が先年通ったのですから、人の命より大事なものはないと。そこで、きょうこのごろでは、すでに既設の火力発電所に対しても、いわんや新設の発電所に対しては、みな地区の方々が当該発電会社に対して契約書を結んでおられます。この契約書に、使う石油に含まれる硫黄の含有量が明記されているようにございます。これを通産省当局としてどのように把握していらっしゃいますか、まずそれを御公表願いたい。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。

発電所は、既設のものも一部入っておりますが、大部分建設中の発電所につきまして、当該地元との間で公害防止協定が結ばれたものが、形式としては覚え書きといったようなもの、正式の協定形式のもの合わせまして、私どもの把握しております。そのうち、御指摘の使用燃料の硫黄分につきましては、地元との取りきめをかわしておりますものが二十六発電所の関係でございます。私どもといたしましては、こういった地元との協定につきましては、発電所につきまして、建設中のものにつきましては、工事計画の認可を行ないます場合、あるいはまたいよいよ完成して使用される前の使用前検査、それから既設のものにつきましては、ボーラーごとに一年一回の定期検査をいたしておりますし、またそのほか必要に応じて随時立ち入り検査をいたしております。そういった各種のチェック段階におきまして、排出基準の順守はもとよりでございますが、そういった特別な地元との約束のあるものにつきましても、その点をチェックの内

容といたしまして、その履行を指導いたしているわけでございます。

○加藤(清)委員 私がお尋ねしているのは、発電会社と地元との契約の中に、使用する石油に含まれる硫黄の含有量がうたわれていないはずである。それをキャッチしてみたら承りたい。これが質問の要点でございます。もう一度お答え願いたい。

○長橋政府委員 ただいまお答え申し上げましたが、二十六の建設中、一部既設を含みます発電所につきまして、硫黄分の約定がございまして、その内容につきましては、それぞれ、使用開始の時点におきます使用燃料というものを規定いたしましたもの、あるいはその先々の分も含めて約定をいたしておりますもの、その内容は種々にわたっております。

○加藤(清)委員 数字を聞いておる。多岐にわたつておたら多岐に説明してもらおう。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。

東北電力で三つの発電所がございまして、八戸の発電所におきましては、四号機が動き出す時点で二%の燃料を使用するというふうなことになるっております。秋田につきましては、二号機が運開いたします時点で二%、新仙台につきましては、一号機が運開いたします時点で二%から二・二%というふうなことになるっております。以下二十六カ所でございますが、姉崎、五井、千葉といったような東京電力の管内の発電所につきましては、四十四年時点で一・五ないし一・七%、それからその後四十七年にかけて逐次〇・一%程度ずつ低下をさせていく。そしてこれが低下をさせるのは姉崎、五井でございます。千葉の場合には、四十四年が一・五%で、四十五年以降一・四%でまいります。かようなことでございまして、いま恐縮でございますが、お許しを得られれば、例で申し上げさせていただきます。あとまた御説明申し上げます。ことができればと、かように考えます。

○加藤(清)委員 大体、四十四年から四十八年にかけて一・五前後と、私のデータにも出ておりま

○加藤(清)委員　しからは重油は何ほになります。本年度は一・六二%の推定でございます。

すか。

○本田政府委員 重油が同じく四十二年が一・八三、本年は一・五二の見込みでございます。

○加藤(清)委員 どうやって試算されたのですか。重油の平均ですが、それが何かあなたの数字を間違えているのじゃございませんか。——私のほうから申し上げます。

あなたの御答弁どおり、輸入原油の平均硫黄分、これは例をとると、高いのは二・七から、もつとひいのは三・五六になりますね。ミナス原油でも一・〇から一・〇三くらい。それを二億キロリットルを全部平均してみると、その輸入の硫黄含有平均が四十二年は一・九三、四十三年は一・八二以下とお答えになりましたね。これを普通常識で考えた場合、石油を精製加工して重油ができません。A重油は別ですよ。A重油はなままだきすることありますよ。じょうだん言っちゃいけません。あれはつくってできるもんじやないのですから。必然的に発生するものなんだとどこでC重油。C重油の含有量はこれは大体倍に歩どまりするはずだ。正確には一・五倍と見てしかるべきだ。そうでしょう。原油に対して一・五倍の硫黄分、これが重油に歩どまると見るべきじゃございませんか。そうすると、あなたのいまおっしゃった重油の硫黄含有量は、ちよつと数字が違ひのじゃございませんか。

○本田政府委員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたのは輸入の重油の平均でございます。内海の精製された重油の含有量は、昭和四十四年度で重油平均の硫黄分が二・二五でございます。四十五年度は二・一四でございます。

○加藤(清)委員 この数字は正しいと思うのです。したがって、先ほど公益事業局長が、年間〇・一％ぐらいずつ硫黄を減少していく予定で

あるとおっしゃられた。東京電力の資料は正しいと思うのです。ところが、これで見えてきたきますとおわかりのとおりです。今度は公益事業局長さん、原油なまだきをやって四十五年が一・六二となつておる。いわんや重油となれば四十五年は二・四である。どうやって一・五という数字が出てきますか。四十八年度推定が一・四九である、原油輸入平均が。これに一・五をかければ当然二以上の数字となる。どうやって一・一という数字が出てきます。四十七年度においてどうして一・〇という数字が出てきます。ないものをどうやってたたくんです。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの全体の原油、重油の硫黄含有量の御説明に對しまして、私どもの公益事業局として調べております九電力会社の使用原油の平均硫黄分につきましては、四十四年度が重油で一・七四、原油で一・五九という実績に對しまして、四十五年度の計画数値といはしましては、重油が一・六五、原油が一・五八ということでございます。まして、逐年低硫黄化の実施は燃料油の使用状況の面からうかがわれるわけでございますが、これは平均の数字でございます。中には、一・〇％以下のS分を持ちました低硫黄原油とか、あるいはまた低硫黄の重油もありまして一方二％ないしそれをこえるようなものも現に使われている地域もあるわけでございます。そういった平均でございいますので、こういった面からいたしまして、地域によりまして一・一％、そういうふうな重油をたくさん計画を持っているというところはあり得ると申し上げたわけでございます。

○加藤(清)委員 あり得る、可能である、そのとおりです。それはスポットですか、コンスタントですか。

○長橋政府委員 たとえば年間平均値で当該発電所において一・四％の平均S分でいくんだというふうなことでございまして、私どもといたしましては、その平均値につきましてはコンスタント

のものと、かように判断いたしております。

○加藤(清)委員 いや、私が平均値で尋ねたら、あなたは別な例を出しになるもんだから、それはコンスタントかスポットかと聞いておる。

○長橋政府委員 当該発電所につきまして平均値が一・一とか二とかいいます場合、そういう数値におきまして、まあコンスタントと判断いたしてお答え申し上げます。

○加藤(清)委員 それじゃ原油のほうをつかざって局長にお尋ねする。

某々電力会社が、わが社だけは一・一以上はたらくことは相ならぬ、ゆえにそれを要求すると言ふたら、これはどこへ要求したら入手できますか。同時に尋ねる。それを監督しているあなたのところは、許す能力はありますか、ありませんか。権限じゃなくて能力です。

○本田政府委員 お答えいたします。

一あるいは一・一というの何年度かという問題もございまして、昭和四十八年度で申し上げますと、低硫黄化の目標として各種手段を用いるといふことになっていくわけでございますが、その際、低硫黄原油の輸入量をふやす、それから重油脱硫の設備を増強してまいる、輸入C重油につきましても低硫黄の重油の輸入をはかるというふうなこと、並びにLNG等もその当時にはある程度ふえるというふうなものを入れて考えますと、過密地域におきましては〇・九の燃料の供給をする。それでもなお環境基準に對しましては、〇・二七でございますので、中間的な目標しか達せられない、こういう状況でございますが……

○加藤(清)委員 それはやはりスポットですね。コンスタントじゃないですね。

○本田政府委員 これは年間を通じての供給でございます。

○加藤(清)委員 じゃお尋ねする。そのとおりの火力発電に供給されるところのA重油及びミナス重油の数量はいかん。

○本田政府委員 これは需要部門別という洗い方をせずに、地域別の需要というものはじきまし

て、要対策地域に約一億キロリットル、九千九百四十万キロリットルの供給をする際に、それを平均して一・二、特に過密地域については〇・九の燃料を供給する、こういう計画でございます。

○加藤(清)委員 あなたのほうのその計画は、やがて統制配給ということになりますね。私はあなたのほうのその計画の概要を見て知っている。しかしそのことは、かりに九電のうちのある会社に許せば、他の会社の承知しないことになる。同じ電力会社でありながら、甲地域にはローサルを提供して、そうして大気汚染を防いでいる。しかばわがほうにもという要求は、目下じゃかすか出てきているんだ。それが可能であれば、何も東電は静岡や千葉で断わられなくても済むわけなんです。あなたのほうに理想図があるということを知つておる。それを実行に移せれるよう努力するのが今後のわれわれの任務なのです。そのためにぼくは聞いておる。しかしあなたが、それを必ず今日ここで実行できると言い切つてしまふならば、何も努力は要らぬはずなんだ。そうでしょう。そこで、まず第一にあなたにお尋ねする。先般行なわれまして委員会の証言において、ミナス原油を扱っているファイリスト・オイル・カンパニー、こは、なまだきにミナス原油を提供するほどはございませんと、はつきり言うておる。このほうが正直だ。

〔進藤委員長代理退席、委員長着席〕
次に持ってきて、石油連盟のほうは、なまだきをしたかたらどうぞおやりあそばせ、そのかわりそれはハイサルでござんせん願いたい、義務づけられてわれわれは買っているんだから。ローサルにするために、四万バレルについて百億もの投資を要求されている。われわれだけでサル抜き責任をしようされてはかなわぬ。だから石油連盟としては、電力会社がなまだきをしたかたらどうぞ、しかしそれはハイサルでお願いしたい。ローサルのミナス分はそうやすやすとお渡しするわけにはいきません。いわんやC重油はつくつてできるものじゃない。つくろつたら爆発するが

な、それを使えば。そこで、どうしたらいいかという問題になるわけだ。前提が長くなってしまったのだが、あなたの理想図はわかった。それを努力をせずに実行できるとおっしゃるのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。

努力せずにできるというものではございませんで、四十八年度の低硫黄化のこれは目標でございます。まして、この目標に対していろいろ努力することが必要だということは御指摘のとおりでございます。

○加藤(清)委員 いま地元と電力会社とで行なわれている数字も、これはみんな努力目標なんだ。努力目標でないとおっしゃるならば、裏づけをもらいたい。すなわち手形の裏づけとして、現在高証明を要求すると一緒なんです。契約もなくして、入手の道もなくして、わが社はローサルをたきますなどというあほなことを言ってみたって、これは不渡手形になる。それをごむりごむりともと聞いておるとなると、これは指導性に欠けるといわざるを得ない。

さてそこで、低硫黄化のために、当局は電力会社に対して何をどのように指導してまいります。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。

電力会社自体で、低硫黄化のために、大気汚染防止のために行なうべき措置といたしまして指導しておりますのは、第一にこの排出量をできるだけ少なくする、こういう面の対策でございます。これにつきましては、低硫黄入手の努力ということはさておきました場合には、まず第一にアンモニア注入装置等併用いたしました高性能電気集じん機というようなものの設置を推進いたしました。これによりまして、未燃カーボンあるいはまたの〇分を確実にして集じん機で回収するというふうな効果を果たしているわけでございます。それから、この排出量の減少対策といたしまして、排煙脱硫装置の実用化、これについて推進をいたしているわけでございます。四十一年から四十四年までの間の工業技術院大型プロジェクトの研究成果を踏まえまして、現在、電力三社にお

きまして実用規模に一步近づきました排煙脱硫装置の設置を進めているわけでございます。これが今年秋から来年初めにかけて三社、三基が完成いたし、その運転成果を踏まえまして、さらに実用規模のものに早急に移っていかせるべく考えておるわけでございます。その他、〇〇の拡散希釈によりまして地上濃度の低減対策といたしまして、高煙突化を中心とした対策を進めております。

○加藤(清)委員 いろいろ御努力をいたいただいて適切な御指導をいただいていることについては、われわれ住民としても感謝をしなければならぬとは思っております。しかし、どんなに高煙突にしても、それは含有されるSが減るわけじゃない。その拡散が、あつちの煙突もこつちの煙突も集合されたら、同じことなんだ。したがって、根本的に考えなければならぬことは、大口消費者は、おのれみずから企業努力によつてS分を抜くということなんだ。その方法が、いまあなたのおっしゃった排煙脱硫装置。この排煙脱硫装置は、九電力ありまするけれども、目下のところ三つしかない。それもほんの一部分である。東電と中電がまず先かけてこれを実行に移した。この勇氣はたいしたもの。す。こういう勇氣あるパイオニアには、国家としては十分な援助をすべきだと思う。ところがあと何をやっていきますか。あとはおのれみずからの努力を行なっていますか。ただ煙突を高くするだけだ。これはお月さんが煙たくなるだけだ。全然効果はない。公害が広域に広がるだけなんだ。他の電力会社は何をやっているのです。また、かりに三つ合わせてみたって、一体それはどれだけのになります。三つ合わせてほんのわずかでしよう。東電十五万キロ、中電十一万キロ、関電はわずかの六万キロだ。これはオール火力発電、オール重油だき発電の何分の一ですか。

○長橋政府委員 原油火力発電設備は、概数で申しまして約三千万キロワット、それに対して、御指摘のとおり三十五万キロワット相当分の排煙脱硫設備を現在建設中でございます。約一%ちよつとこえる程度のものでございます。

○加藤(清)委員 そうでしよう。努力した努力したといつても、わずか一%以下なんですよ。いまの数字からいって、東電十五、中電十一、関電六で、合わせて三十二、しかし実質稼働は二十万キロ以下ではないか。それが三千万に対してですか。これは百分の一以下ですよ。これでもって電力会社から出てくる〇〇がどうやって除去できるのです。これでいいですか。厚生省、来ておるはずだ。それから公害局長来ておるね。おれも答えていただきます。こんなことで目標達成できますか。

なぜ私はこういうことを聞かなければならぬのか。それはかつて新聞がこう書いておるじやございせんか。大気汚染防止法はできた。しかしそれは、こそころだけをつかまえる法律である、一番の大きい大どろぼうは全部のがしてしまつておると、新聞はそう書いておる。そのときに通産省の答弁していわく、いや電気、ガスだけはわがほうの特別立法のほうにより適切である、これを適用することによつて公害は除去できるという答弁であつた。やつてもらおうじやないか。大どろぼうと称せられる——私は大どろぼうとは思つておりませんよ。大口の〇〇の吐き出し口と思つておる。大口汚染の犯人だと思つておる。それをいまの排煙脱硫、排煙脱硫と口を言つておるけれども、これは百分の一以下なんですよ。これで大気汚染は終息しますか。まず公害局長に聞こう。

○駐政府委員 現在進めております三地点の排煙脱硫装置、御指摘のとおり、三千万キロワットちよつとぐらゐの程度のものでございますけれども、これには、ある程度やむを得ない、研究開発途上であるという特殊事情が当面あるかと存じます。と申しますのは、四十一年に大型プロジェクトで、通産省が直接この技術開発に手を染めましてから、三年ばかりで基礎研究が一応終わりました、これから手をつけようという三千万キロの

は、いわば中間プラント的なものでございます。これが成功すれば十五万キロワット程度の東電のものは、実用にも将来使えるかもしれませんが、一つのねらいとして一年間くらいの連絡調整、これを安定した状態できるところまで、今回の電力中央三社の研究でぜひ持つていきたいということが正直なところあるわけでございます。したがって、これが成功いたしましたら、もう少し大きな実用規模のものをほんとうにつくつて、それ以外の発電所についても今後大に推進すべきは当然であらうと存じます。

ただし、現在の想定される排煙脱硫装置というのは、かなり土地の面積も要るようでございます。大都會周辺にある既存の古い発電所には、直ちにはそのままで置けないかもしれませんが、そういうところには、先ほどからのお話がございましたが、あらゆる努力をしてLSの重油を確保して供給していく、新規の予定のところには、それに加えてさらに排煙脱硫装置等も加味して、全体として火力発電からのS分を減らしていく、こういう努力をしなければこの問題は解決しない、こういう問題だと思ひます。

○加藤(清)委員 時間を急げということでございますので、結論を急ぎたいと存じますが、これはまだ話が緒論に入つたばかりです。きょうは第二ラウンドですから、いづれ第五、第十ラウンドと進めたいと思ひますが、きょうここでもう一つだけ聞いておかなければならぬことがある。

それは、企業努力を当局が指導してみえる、それはわかつた。公益事業局長、あなたがたいへんな努力をしてみえるということとはわかつた。それはいいとして、ところが、企業みずからは一体どう考えているかというのだ。排煙脱硫の企業努力をどう考えているか。すでに東電、中電がその緒についてから四年も五年もたつてゐるのに、他の会社は依然としてそれを行なわない。行なわないのみならず、いま増設要求をされているのが東電、中電から関電、中国電、四国電、大分共同と、こう出ているが、それらの火力発電は、はた

して排煙脱硫の面積を確保しているのかいないのか。私たちが調べたところによると、面積が少なからず研究できても適用できませんという答えが返ってくる。同時に、それを裏づけするかのごとく、地区との協定において、低硫黄の数字は確かに、できしめぬことを理想像として書いている。これは他人たよりなんです。ところが、みずからできる排煙脱硫を増設します、併設しますということは遺憾ながら一つもうたつてない。どこにも書いてない。あつたら見せてもらいたい。これでは本省の指導を電力会社がまともに受けているとは考えられない。この点をどうするか。

次にもう一つ、そのようなことでいきますと、総合エネルギー調査会低硫黄化対策部門の四十八年度目標は達成できるかできないか。この場合には、百七十万キロのおれみずからの排煙脱硫装置をつけなければならぬ。これは四十八年度である。もうあと二年しかない。はたして百七十万にこぎつけることができるか、できないか。おそれくこのテンポじゃできないといわざるを得ない。通産省はそれでいいのか。これはあなたに聞くより大臣に聞かなければならぬから、大臣のかわりの名次官が見えますから、あとの問題は名次官にお尋ねする。

○小宮山政府委員 排煙脱硫については、土地がない場所も相当数あるように聞いております。この点については局長より答えていただきますけれども、四十八年度の目標百七十万キロワットというものは努力目標でございますが、これについては何としても到達しなければいけないという考え方でおります。

○長橋政府委員 電力九社のうち三社だけがいま手がけている、他社の排煙脱硫についての企業努力いかに、こういう御質問でございます。

先ほど来の四十一年度から始まりました工業技術院の大型プロジェクトの研究開発過程におきまして、東京電力の大井火力、中部電力の四日市火力がその試験場所として提供された経緯もございまして、引き続きまして、実用規模に一步近づけ

ました設備の開発につきましても、東京電力、中部電力が行なっているわけでございます。また、関西電力は別途に住友機械と共同開発いたしました技術につきましても、いま最初の小規模のものからさらに一歩進めたものを建設している、かようなことでございまして、こういった先達の開発努力というものが、大気汚染防止のため各電力会社全部に均てんするということにつきましては、業界内部でも問題はないものと考えております。御指摘のように、地区との協定におきまして、排煙脱硫が実用化されました場合に、これを設置し得るよう用地の手当てをしておくと、いうことを地元との約束の中に加えております。発電所は、全国で十二カ所あるわけでございまして、そういつた実用化のめどを早く立てるようには急ぎますと同時に、実用化の曉におきましては、そういう地元との約束、ないしは通産省が、発電所の建設認可に際しましてあらかじめ手当てをいたさせました土地の有効利用について、当然最大の努力をいたさなければいけないと考えております。

○加藤(清)委員 あなたがたいへん努力していらつしやることは、お答えによりましてよくわかりました。しかし、その御苦労がなかなか遅々として実を結ばないことを、まことに遺憾と思っております。他方本願と失礼なことばをつけましたが、どう考えてみても、二億キロワットのうちのローサルはわずかに一割であります。ミナス、ミナスといわれておるものはわずかに一割である。電力会社には回すものはほとんどない。これが火つけ役には回せられるけれども、コンスタントに回せられるものではない。あなたが何と言おうと、それはできないのです。いわんやC重油は、重油のうち、これをコンスタントにたきますんと言つても、これまたできるわけじゃない。この他方本願は、折ることとは自由だけれども、どんなに折つたつて天から降つてこない。天は助けてくれない。そこで、おのれみずからの努力目標である排煙脱硫ではあるが、これもいま三電力がやってみる、やつ

てみると言うても、それはほんのわずかである。いまの総合エネルギー低硫黄化対策部門の目標値といえども、わずかこれは百七十万キロワット。これは三千万にしたら二百分の一だ。これでもつてますます需要のふえる石油、そこから発生するところの硫黄、〇。〇これはこれでは除去できない。公害局長が言ったとおりだ。できないのです、これは。しかし、それにもかからず、電気・ガス法だけでびしゃつと取り締まってみせるといふ、かたはお約束をあなたは本委員会ですてみえる。だから、これはやつてもらわなければならぬ。そのまた百七十万キロも、四十八年度までは努力目標だと次官さんはおつしやる。それすら、二百分の一すらもなかなかできないとおつしやる。これはインターナショナルシンポジウムにおいて、世界の公害会議において、日本はたれつばなし、出しつばなし、ニューパナルティーをつけるべきである、議長みずからが提案するのまたやむを得ない。しかし、これは世界に向かって日本の恥なんです。私は徹底的に反撃を食らわして、この提案を取り消させて帰つてきましたけれども、内心じくじたるものがある。

そこで、時間でございますから、本日はこの程度にしますが、私は次、第三ラウンドは、石油精製部門における脱硫努力についてお尋ねしますから、しっかりと準備をして出てきてください。それからぜひひとつこの次、要求しておきます。次官さんはお忙しいでしょう、大臣もお忙しいでしょうが、暇を縫うて、大事なことであるし、責任を負つてあると言つてお尋ねすることについてお尋ねするのですから、ぜひひとつ御出席方を要求いたします。

以上で終わります。

○八田委員長 近江已記夫君。

○近江委員 ただいまは加藤委員のほうから石油の問題がございました。わが党の岡本委員がこのあと石油の大事な問題について質問をいたします。きょうは配分の時間というものは非常に限られておりますので、私は一点だけお伺いしたいと

思います。

それは、この前の二十二日におきます予算第二分科会で、私は万博の問題で質問をいたしました。何点かの問題についてお尋ねをしたわけでございますが、そのときに私は申し上げたのですが、万博に六千四百万人が行きました。しかし、調査をしてみると、一人で三回、四回行っている人もおる、こういうことで、実際は一億国民の中で二千万から二千五百万じゃないか。そうすると四人ないし五人だ。しかも、行った人もかけ足で見ているので、ほとんど見ておらない。ましてや行つておらない人が大多数である。特に、遠く離れた北海道、九州等の子供たち、あるいはまたお年寄り等は混雑のために行かない、あるいはまた料金が高くて行けないというふうな、そういうために非常に心残りがあるわけです。今世紀においては行なわれないというふうなこともございます。

そこで、残された唯一の機会として、この四月の三日からダイニチ系で映画が上映される。それについて私は、小中学生あるいは身体障害者、老人等については、もうほんとうに無料でもやつてあげてもらいたい。大体、万博協会なりがもうけ主義でいつてもらつたら困るということをお申し上げたわけですが、それについて政府当局としてどのように検討されたか、この点についてお聞きしたいと思つてます。担当の参事官でけっこうでございます。

○増田(美)政府委員 ただいまの近江先生からの御質問に対してお答え申し上げます。

先ほど先生からおつしやられましたように、先月の二十二日の予算の第二分科会で、万博の映画が近く上映されるけれども、その入場料について、これは国民ひとしくこの世紀の祭典についてこの映画を見られるように何か配慮できないかというお話がございまして、その後私も、先生の御趣旨を体しまして、日本万博協会といういろいろ打ち合わせいたしております。ようやくこのほど、入場料につきましての一応の案がございまして、近くこ

れに基づきまして日本万博協会と映画会社と契約
いたす、こういうことになっております。

先ほど先生からおっしゃられました、たとえば
子供、老人それから身体障害者につきましては、で
きるだけ下げるといふ方針でいたしましたので、老
人につきましては、これは七十歳以上ということ
でございますが、普通の封切り館におきましては
老人には特別割引がございませぬから、普通、東
京の封切り館ですと大体六百元になっております
が、これにつきましては、特に万博に老人の方がな
かなかこんでいて行けなかつたという趣旨で、こ
の映画を見ていただくということと半額の三百
円に割引いたす、こういうことで一応映画会社の
ほうとの話し合いがきまりました。それから次に
、お話しございました身体障害者でございますが
、これも身体障害者につきまして普通映画の割
引がございませぬが、今度の万博の記録映画につ
きましては、普通ですとおとなの六百元を二百円
に割引いたす、それから子供につきましては三百
円を百円にいたす、こういう割引料金で映画を
見ていただくということになっております。

それから勤労青少年、これは学生ですと割引が
ございませぬが、勤労青少年には普通割引が
ございませぬ。これも学生並み、つまり一般料金
が六百元の場合は五百円にいたすということ、こ
れも割引料金を適用するということになりました。
それから、学校の先生の引率のもとに、団体で
小学生、中学生、高校生がこの映画を見ますとき
に特別の割引をしようということで、小中学生に
つきましては五十円、それから高校生につきまし
ては百円、いまの学校団体につきまして割引をいた
す、こういうことに話し合いがきまりました。
大体、以上のような割引を適用するということ
で、一両日中に映画会社と正式な契約を結びまし
て発表するという段取りになっております。

○近江委員 いま割引とおっしゃったのは、その
額を引くということじゃなくて、その値段です

ね。確認しておきますが。

○増田(実)政府委員 そのとおりでございます。
いまの金額が割引料金として入場料になるわけで
ございませぬ。

○近江委員 それから高校生なんかはどうなん
ですか、個人の高校生は。

○増田(実)政府委員 個人の高校生につきまし
ては、これは学生料金になりますから、普通であ
れば五百円で、そのままでございませぬ。

○近江委員 これで、身体障害者、老人あるは小
中学校、高校等の割引等については、非常に御苦
勞されたあとがわかるわけですが、特に一般の成
人等も、仕事の関係とか費用の関係等で行けな
い人もたくさんおられるわけですね。あるいは、か
け足で一日だけ行つて帰つてきた、全然見てないとい
う人もたくさんおられるわけですね。そこでこれは今
世紀最後ということでもございませぬし、一般の料
金も下げるというわけにはいかないわけですか。

○増田(実)政府委員 一般の料金が六百元でござ
いまして、これにつきまして、一応下げる案とい
うのを検討いたしましたのですが、現在の映画会
社の収益の状況、それからこの万博映画が——こ
ういう万博映画をつくり出すのはいままでござ
いませぬで、たとえばモントリオールの万博ある
いはブラッセルの万博につきましても、こういうよ
うな三時間の映画を一般公開いたすという例がご
ざいませぬので、はたして何人に入つていただ
けるかということについて非常に困難でござい
ます。前回オリンピックの映画のときに約二十万
人入りましたが、今回は一応千五百万人くらい入
るといふ予想を立てておりますが、これは非常に
予測できないファクターでございませぬので、その
危険も見込みまして、割引引きしたときのリスク
というものがございませぬので、一応一般の方々に
は料金は普通の料金をいたす、こういうようにな
つておるわけでございます。

○近江委員 時間もございませぬのでこれで終
ります、いづれにしてもこれはもうこういう機
会もあまりないわけでございますし、さらに一般

料金の引き下げ等について、時間の許す範囲にお
いて極力検討していただきたい、この点を強く要
望いたしまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○八田委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 私は、時間があまりありませんが、
石油関係について質問をいたします。

石油開発公団法、この目的の第一条には「石油
の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的
とする」、こういうふうになっておりますけれども
、国内産が非常に少ない、海外にその市場を求
めなければならぬ、開発を求めなければならぬと
いうことで開発公団ができていられるわけであり
けれども、その後の活動状況、あるいはまたこの
法律を見ますと、通産省では年々の報告あるいは
監査、こういうものを義務づけられておられるわ
けでありますけれども、これについてどういうよう
に考えておるか、またどういうふうになっておる
か、これをひとつお聞きしたい。

○本田政府委員 御指摘のように、石油資源がほ
んど海外に依存するという状況ではエネルギー
の確保上困るということで公団の発足を見たわけ
でございますが、公団はその第一条に「目的」とい
はしまして「石油安定的かつ低廉な供給の確保を
図る」ということを目的にいたしております。現在
までのところ、石油開発公団といたしましては、
四十二年に四十億の財投出資を受けましたが、そ
の後六十億、九十五億、百三十五億ということで
十六年度は百七十億の財投を受けております。そ
して現在のところ二十社の開発公団ができてお
りまして、必ずしも適当な形ではありませんが、二
十のプロジェクトに一応取りかかっているという
状況でございます。ただ、その後の開発の状況は、
探鉱あるいはその事前調査というものがかなり時
間がかかります関係で現在のところ石油を出して
おるところは二カ所でございます、むしろこれ
は開発公団のできる前のものでございませぬ。開
発公団ができた以降では、現在のところ三つの会
社の探鉱で油が出たという状況で、探鉱を進め開

に進もう、こういう段階でございまして、その他
のものはまだ基礎調査あるいは試掘の段階でござ
いませぬ。

○岡本委員 現在、総輸入量の一割しかないの
ですが、大体五カ年で三〇%の計画を立てている、
こういうことでありますけれども、そういった公
団あるいはまたほかの方法で、国内で融資して補
助金を出しておられるわけですが、そういうことで確
保できるのかどうか、これについてひとつ。

○本田政府委員 お答えいたします。
公団ができることになりました総合エネルギー
調査会の報告書におきましては、六十年度を目
標年度にして、そのうちの所要量の三〇%を自主開
発によつて開発をすることを目標にして努力すべ
きだということを指摘されておられるわけございま
すが、先ほど申し上げましたような事情で、現在
のところは二十万キロリットル弱の開発原油が
入つておるという状況で、総輸入量に對しては、
御指摘のように一割にとどまっておりますというこ
とでございます。最近の情勢から考えますと、従
来のテンポ以上の、しかも大規模な努力を要するの
が現状だということに考えております。

○岡本委員 そこで、この開発公団は、ただ財政
投融資を融資するというトンネル会社にすぎない
が、こんなことではいつまでもたつても探鉱をする
ところのその会社に依存するということで、非常
に心もとない状況である。そこで、大体わが国の
貯蔵量、これをよく調べると、原油あるいはまた
半製品あるいは製品在庫、こういうものを見ます
と、大体二十日分しかないわけですね。ドイツで
は、あんなに近いところに原油があるのに、百八
十日分持っている。こんな二十日分ぐらゐのもの
で、もしも海上封鎖にでもあえば日本はたちまち
に混乱するわけですが、そういったことを考えま
すと、この石油開発公団でただ融資だけではなく
して、そういった開発事業にまで乗り出さなけれ
ばならないじゃないか。こういうふうには、法改正
も必要ですけれども、考えるのですが、その点ど

100

りますね。——この石油資源開発のために、積極的な経済協力というのですか、これを促進をしなければなりません、こうした石油資源については、国連においてこういう問題を討論するとい

最後に政府に要求しておきたいことは、発展途上国に対するところの経済協力、それは必要でありますけれども、それに対しては、必ずまたこうした天然資源の、特に石油問題については見返りが来るというような交渉、そういうようにしなきゃならない、これを要求しておきますからひと

ます今後の電気事業のあり方についての地元の御

協議を重ねてこられたが、今後どのようにその協

議をしばって、どの機関で結論を出そうとなさるか。また、どの時期にその結論が出されなければならぬかという点を、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○長橋政府委員 まだたまたまの段階におきまして、通商産業省の事務当局といたしまして、いろいろと検討されているところでございます。琉球政府はもとよりでございますが、また沖縄の電気事業者、配電会社の方々の代表もいろいろ要望を持ってお見えになり、そういった機会に、いろいろ現地の各種の御意向というものが伺ってきたようなわけでございます。先ほど申しましたように、一昨年の暮れあるいは昨年の夏と、二度ほど電気関係で調査団も現地に参っております。そういった検討結果を踏まえまして、どのように通産省として考えるべきかという点をまとめまして、そうして沖縄・北方対策庁ないし関係の大蔵省等々と話し合いに入り、政府全体としての見解にできるだけ早く持っていくように、私どもといたしましては検討を急いでいる段階でございます。そういう意図がまとまりますれば、総理府のほうでまとめておられます沖縄の復興に關します基本方針というふうな中で、いずれ電気事業をどういうふうに扱うかというふうな問題がきめられる、かような段取りになるかと存じます。

○吉田(之)委員 個々のグループごとの意向打診は確かにできようと思うのです。ここまでは簡単です。しかし、いよいよそれをどの機関で意見を集約して決定するのか。もちろん最後には閣議できめられるんだらうと私は思いますけれども、同時に相手側のいわゆる琉球電力公社、これは現在アメリカの民政府が持っているものではあるのかでありまして、これとの交渉というものはできるのかでござい、現にやっておられるのかどうか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○長橋政府委員 発電公社につきましては、米民政府の機関ということでもございまして、私も通産省の立場といたしまして、直接の接触ルート、かようなものは持っておられないわけでございます。

ます。

○吉田(之)委員 そこで政府としても、これははいよいよ目途の間に迫っております問題ですから、たゞいろいろと苦慮、検討、打診しておるだけでは間に合わないと思うのです。同時に効率的、弾力的、長期的な各見通しからこの再編成をどう進めていくかということで、通産省のほうもいろいろお考えでございますけれども、そのおっしゃる意味は、いろいろ段階を踏んで、たとえば一つの会社にしていくにしても、幾つかの段階を踏みながらやっていくこととおられるのか、あるいは復旧の際にできるだけすみやかに、一挙に一つの効率の、そうして長期的な安定した形に持ち込もうと考えておられるのか、この点をお伺いいたします。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問の点につきましては、このように考えているというふうなところを申し上げるまでに、まだ検討が進んでいない段階でございます。

○吉田(之)委員 実は一昨日三月三日の日刊工業新聞でございまして、「沖縄の電気事業 本土並み民営で 五日にも閣議で決定」というような見出しで、「具体的な方向としては、地元の民営の五配電会社が合同して、公社の資産をもとに発電、配電の一貫体制を持つ電力会社としてやっていくことを望んでおり、これを中心にした電力会社構想が実現するものとみられている。」「七月一日をメドに合同して新会社「沖縄電力」(仮称)を発足させる考えである」、いろいろそういうことが書かれております。きょうは五日でありまして、けれども、こういう事実はあったのかどうか。

○小宮山政府委員 私、聞いていたところでは、そういう事実はまだございませぬ。もう一つ問題は、やはり公社をどう取り扱うかというふうな問題、非常に重要な問題でございまして、こういう問題と、それから民間五社の問題はいろいろな説がございます。これは先ほど局長からもいろいろ御説明がございまして、私たちが

としては、民間五社あるいは民政府、琉球政府といろいろ話し合って、一番いい効率的にかつ安い安定的なものをつくりたいということではないかと検討しておることは事実でございますけれども、そういうスケジュールはまだきまつておりません。

○吉田(之)委員 そこでいま政務次官も申されましたように、できるだけあるべき姿としては発電電、配電、全部一元化した一社化方針が望ましいと思うのでございまして、特に公社というものは非常に特殊な存在でございまして、これをどのように扱っていくか、また、形を変えて現在の電発のような形式を一時踏ませるのか、いろいろと問題があるだろうと思ひます。この辺の大綱を、そろそろ政府内部におきまして早急に決定されなければならぬ時期がもう現に來ておるということを、強く申し述べておきたいと思うので

同時に、私も一番心配いたしますのは、沖縄の各離島にある準電気事業者と呼んでおりますけれども、きわめて零細な一集落だけを点灯している、そういう前世紀的な電気事業というものが各島々に点在している。しかも、この辺の電力コストというものは、本土の電力と比べましても三倍、四倍、五倍というふうな価格になっているようにありまして、一体これらの問題を今後どのように処理していくのか。この問題が処理できなければ、沖縄は本土並みに返還されたといつても、それは産業面においては、最も重要な部分でございまして、不幸な格差のある返還にすぎなかつたことになり、また、沖縄の経済そのものの将来にきわめて深刻な問題を投げかけるだろうと思ひます。一体こういう無数の島々のこのような電力状態というものをどのように処理していくかとお考えであるか、伺いたい。

○小宮山政府委員 離島の問題でございましてけれども、沖縄が返還された場合には、日本の離島振興策と同様、あるいは農漁村と同じような振興策、助成策といひますか、法律による方法に

よって助成していきたくて考えております。先生がおっしゃいますように、確かに、沖縄の経済あるいは工業の振興というふうなことは、先ほど申し上げましたように、やはり安い電力が長期的に安定して供給できることだと思ひます。そうしませんと、沖縄の労働力の市場というふうなことで、過疎県になりかねないというふうな感じもいたしますので、私自身としては、ぜひそういう長期的で安定した、かつまた安い電力を供給するような体制にいかにもっていくべきではないか。電発を使う云々というように、諸説ございしますが、くだわらずに、一番そういう方法に適した体制をつくり上げたいと考えております。

○吉田(之)委員 それから、現在沖縄の電力というものは、その需要の大部分はアメリカ軍ないしその家族、軍族などに供給されております。これは、これより今後沖縄に駐留する米軍がふえるとはわれわれは考えられませんが、だんだん減つていくはずであります。それらの見合いを考慮して、やはり沖縄の住民福祉を中心とした電力の供給というものを考えていかねなければならぬ。しかし、いま一つめんどろな問題は、沖縄が日本に復帰いたしますと、アメリカのワクからはずれるわけでございまして、当然、燃料費が根本から違ってくるだろうと思ひます。そういう問題などいろいろ考えまして、またいま離島が一ぱいあるという諸条件なども考えましたときに、単なるありきたりの、いままでの本土内の電力会社に対する政府の援助のしかたなどとは全く違つた、大胆な、積極的な方策をとらねば、沖縄の電力というものはとても本土のそれと太刀打ちできない。したがって、沖縄の経済そのものが、本土のそれと全く太刀打ちできない状態に追いやられるということが心配でございます。まず、そういうコストの面などにつきまして、現在どのような検討がなされているか伺つておきたい。

○小宮山政府委員 税制の面については、一挙になかなか本土並みに持っていくわけにはいかならうと存じます。しかし、一案で、これは一部の方々が

しゃっておるのでございますけれども、日本の原油関税は石炭対策に一〇%、一般会計に二%というふうなものが入っております。これをエネルギー特別会計というふうなものをつくったのだという意見も非常に強く聞かれておりますが、その配分は、電力の公害問題、あるいは企業の公害問題、電力の施設、その他エネルギー関係に使ったのだらうという話もございまして。これも一つの案としては非常にいい案だらうと私は考えております。今後、沖繩が一気に日本の本土と同じような税制でいられるか、これは私グラジュアルに徐々に持っていくかざるを得ないのではないかと考えております。

○吉田(之)委員 それから、沖繩の電気労働者の中で、いま非常に不安が起っております。一体われわれの事業というものはどう統廃合されるのであろうか、あるいはいろいろうわさは、公社のほうで大幅な人員削減を行なえば何とか急場を乗り切っていくかもしれないというふうなことで、いろいろと巷間心配を呼んだらうわさが出ておるようであります。そこで特に政府が明確に言明されなければならぬ点は、いかなる形式の統廃合が行なわれようとも、現に沖繩の各電力会社あるいは公社等で働いている従業員の身分というものは、完全に確保されるかどうかどうかという問題でございます。その点いかがでございますか。

○小宮山政府委員 どういう体制で電力会社ができるのか。またそれに対して、民間企業でございますから、そうなりますと、経営の合理化の問題で人間をどうするのだというような問題が、まだ体制が固まっていないうちはなかなか考えられませんが、いまま私が言えますことは、復帰後そういうような方々がそういう形にならないように極力努力することだけは申し上げられると思ひます。

○吉田(之)委員 それはちよつと通り一ぺんの答弁だと私は思ひます。普通の場合の企業の整理統合の場合などの政府の答弁ならば、それでいいと

思ひます。しかし、事は沖繩の問題でありまして、しかも二十六年間異民族に支配されて、しかもそういう中で、非常にやりにくい電力事情の中で、あらゆる努力を傾けて今日まで電力を守ってきたおるわけなんです。全軍労働の問題がありまして、基地がなくなるにつれて、そこで働いている全軍労働者をどうするかというふうな深刻な問題が出ておりますが、今後の沖繩の返還に伴ういろいろな産業基盤の整備再編の場合に、一人の労働者といえども、むげにその犠牲になるようなことがあつては、これはゆゆしい問題だと思ひます。したがつて私は、電力の統廃合の場合も、政府は特別の責任ある保障をされなければ、沖繩の人たちが、せつなく復帰したけれども非常に悲嘆にくれなければならぬという問題が出てくると思ひます。その点、さらにもつと積極的な決意を表明していただきたいと思ひるのでござい

ます。

○小宮山政府委員 それがどういう体制になるか、私もいま想像が付きません。一本の体制になればそれは配置転換その他の点で非常にスムーズに、先生のおっしゃるような形ができるのだからと思ひます。先生のおっしゃる意味もよくわかつております。そういうことのないように努力する覚悟でございます。

○吉田(之)委員 最後に特に、政治家としての政務次官にお伺いするわけでございますけれども、先ほど来御質問いたしておりました電力の今後の事業体制のあり方について明確な当面の結論を下されるのは、私は、調印、批准の前後でなければならぬと思ひます。もしも今日のこのような進みぐあいでありとするならば、一年後に沖繩が現実にはほんとうに復帰したてまいりまして、私は、場合によれば、いまのような状態で電力運営といふものが行なわれ、そして結局はスタートから産業の振興といふもの大前提がくずれたままで沖繩の経済が走り出さなければならなくなるのではないかと気がいたします。その点、政府

として責任あるめどをどの辺に置こうとなさつておられるのかという点を最後に聞きたいと思ひます。

○小宮山政府委員 これはなかなかむずかしい御質問でございます。まず第一に、公社の問題をどういうふうに片づけるかというふうな問題で含まれております。それから公社と民間五社をどういうふうに合わせるか。そのときに、公社が日本政府とか民間に移つて非常に金利負担が大きくなつた場合にはコストにはね返るではないかというふうな問題点もいろいろあると思ひます。その点、通産省でもいまいろいろ検討いたしておりました。先ほど申しましたように電源開発に持つていくというふうな説もございまして。それから本土の電力会社との関係もございまして。私どもとしては、これが早く解決して、本土復帰前に新しい体制ができ、こういうふうな状況で安定した、また安い電力が供給できるというこのめどは必ず立てておくべきだ、またそれで進むべきだという考え方でおります。

○吉田(之)委員 特に最後に申し添えておきますが、たとえば、県営で電力事業をやる場合には利害得失はどうであるか、プラスの面、マイナスの面、公租公課の面、いろいろ出てまいります。それから、公社をいわゆる電発のような形に変えて、五つの配電部門等を本島において取りあえずくくつた場合にはどうなるか。あるいは全部を一つの電力会社にした場合のプラス、マイナスはどうであるか。あるいは将来は九州電力の一翼に入れるとして、その段階をどう踏ましていくか。想定されるのは三つ、四つのケースしかないのですから、その場合の利害得失といふものを通産省でも早急に結論を出されなければならぬ。いろいろフアクターは動揺しますけれども、大体のめどは出るはずでありまして、その辺を出さないで、現に数多くの事業家、経営者の中で本来から非常にセクト主義がありまして、営利本位の経営できわめて前時代的な実態がありまして、従業員も将来を非常に危惧いたしております。私はこ

で必要なのは政府の強力な指導性だと思ひますので、この点を強く要望いたしておきまして、また後日の質問に譲らしていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○八田委員長 松尾信人君。

○松尾(信)委員 中小企業の公害問題を中心に、きょうはその中から特にメッキ業界の公害防除の問題でお伺いしたいと思つております。

昨年は史上第二番目の中小企業の倒産があつた。その中でも、公害による倒産というものが秋ごろからちらちら出てまいりました。この公害による倒産というものがだんだんふえていくんじゃないか、このように懸念される次第でありますけれども、これは中小企業の全体的な問題でありまして、そのような公害による中小企業の倒産について今後どのように考えて進まれていくか、まず、そのような基本的な点から伺つていききたいと思ひます。

○吉光政府委員 確かに、倒産案件の中に公害を原因として倒産したという企業が数出始めておることは、御指摘のとおりであります。実は私も、いよいよ興信所調べによりまして公害倒産といふものの実態につきまして追跡調査をしたいと思つております。すでに着手いたしました。興信所の統計によりまして公害原因といふものの中にも、いろいろの種類がございまして、御承知のとおり、すでに公害を起しているそのための賠償金が払えないといふことのために倒産したという事例もございまして、あるいはまた、これは極端な例でございまして、農薬散布が禁止されて、それに伴ひまして農薬散布専門の飛行機のチャーター会社と申しまして、こういうところから倒産したという事例もございまして、あるいはまた、これは非常に典型的なことになると思いますが、せっかく金をかけて公害防止施設をつくりましたけれども、たまたま需要が不振になり、販売が不振になり公害防止施設の費用負担にたえかねて倒産した、こういう事例もございまして、いろいろの原因が公害倒産といわれて

ども、東京都でも九百六十八の組合員数がありま
す。埼玉県でも百二十七です。それから愛知県で
も二百五の組合員がおります。大阪も三百七十の
組合員数があります。九州でも五十五。そのよう
な業界である。それで全国で三千も四千もの工場
が働いておる。そこからほとんど公害排水で出て
おるといふわけでありまして、モデルとして
葛飾はけつこうでありますけれども、やはり主要
都道府県そのようなメッキの中心どころには、
このような団地、工場、アパートなどをつくつ
て、グループ化し協業化して、それでカドミメッ
キのできるようにしてあげて、そしてグループ化
もしない、協業化もできないという、そういう人
たちはどのようにしていかという別の対策を考
えてきつとしますが、これはいかぬのじやな
いか、こう思いますが、いかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、協業化あるいは共同化により
まして、葛飾にできておりますメッキアパートの
ような形の共同化の推進ということが必要であろ
うと思ひます。現にいま東京では、八王子あるい
は城南におきまして、こうした計画を進めるとい
うことになっておりますし、もう御承知のこと
と存じますが、各府県でも団地化によりまして共
同排水処理を進める、こういう運動も進んでおる
わけでございますが、われわれといたしましては、
中小企業庁ともよく御相談いたしまして、各
事業団等の御協力を得て、御指摘のような線で推
進してまいると同時に、シアンの排水処理等につ
きましては、シアンを使わないメッキの技術開発
等も進めてまいりたいというふうに存じておりま
す。

○松尾(信)委員 いま、その線に沿つてというお
話でありますけれども、これは具体的に計画を立て
て実行いたしませんと、だんだん取り締まりの
ほうは都道府県できびしくなってくる、現実には
お金がなくてできない、注文は来る、たれ流して
いく、今度は取り締まりのほうであげられて、勸
告を受けたり、処分を受けていく。排除命令等が

出たらいへんなことになりますので、いまおっ
しやつたことをきつと、全国的に考えた上で、
そして計画的にこれをやりますとだめじやない
か。メッキ業界自体が非常に苦んでおりますの
で、これはもう一回念を押して聞いておきますけ
れども、そのような考え方を逐次実行していくか
どうか、そして公害のない、きちつとしたメッキ
業界に仕上げていく、そして中小企業としてやれ
る分野を確立していくのだ、こういうことをはっ
きり答えてもらいたと思います。

○本田政府委員 お答えいたします。

かねてからメッキの業態といたしまして、先ほ
ど申し上げましたように、下請できわめて零細で
あつて、しかもどうしてもこの工程が要するという
業態でございますので、御指摘のように、協業
化、共同化等を計画的に進めまして、公害のない
形でメッキ業を進めていくというふうにいたした
いと存じます。

○松尾(信)委員 下請でありますから、親から注
文が来ます。また親企業は、自分のほうでやつて
おりましたけれども、公害防除のためには大きな
金が要ります。自分でやるよりも下請に出そう、
最近特にその傾向が強くなつてきました。これは
実例もあります。先ほどおつちやつたけれども、
資金も技術力もありません。そうすると、下請に
出す親としまして、相当考えて技術的にも資金
的にもどのくらい援助していくか、こういうもの
もきつと政府が中に入つておきまさんと、
自分のほうで公害を出すのはいやだから下請に出
した、下請はほとんどそれをやつていくけれど
も、公害は絶えない。取り締まられてきて苦し
んでいくのは下請であり、つかまつていくのは下請
である、こういうかつかつたことには相ならぬと
思ひますので、親企業のほうもきつとした指導
的な行政が必要であると思ひます。これでメッ
キに関する分はやめまされども、非常に重大な
問題があるのだ。また、これを全然やめるわけに
いかないですから、きちつと仕事を安心してでき
るように、公害のないように、政府がほんとうに

めんどろを見ていく、それを一つ一つ具体的に実
行していくのだ、これについて最後に決意を述べ
てください。

○本田政府委員 先ほど申し上げましたが、御指
摘のように、メッキ業の業態、メッキ業の必要
性、最近の情勢等を考えまして、計画的に協業
化、共同化の推進をはかつてまいりたいというふ
うに存じます。

○松尾(信)委員 次は、中小企業の公害防除に対
するいろいろの貸し付け制度等でございますけれ
ども、これは現在いろいろあります。それで、そ
のような実情というものも聞きたいのであります
けれども、時間の関係上、きょうはそういうこと
は省略しておきます。

中小公庫等の貸し付けにきつてきょうは申し
上げますけれども、中小公庫についてみますと、
貸し付けワクの半分くらいしか使用されておら
ぬ。これは、ことしの例をとつてみましても、結
ワクは十五億でございますけれども、十二月末でわ
ずか四億五千万しか使われておらぬ。約十億くら
いがまだ未融資というワクで残つておるとい
うような報告を、私のほうで受けておるわけであ
りますが、なぜ、このように総ワクは広がつたのに
実績というものは少ないのか、こういう問題であ
ります。どうでしょう。

○吉光政府委員 中小企業金融公庫の公害防止貸
し付けの実績でございますけれども、大体いまお
話のございましたように、例年でございますと二
億四千万程度のものが実績であつたわけございま
す。本年度、すなわち昨年の四月から十二月ま
での貸し付け実績は、いま御指摘ございました四億
五千万円というふうな数字でございます。例年
のペースに比べますと、この九カ月間で四億五千
万円というの相当の伸びを示しておるといふ
うには考えますけれども、ただ、十五億円のワク
を準備いたしましたに對して、一月からの三カ月
間で伸びまして、十五億を消化するということ
はむづかしい状況ではないかというふうに考える
わけでございます。

なぜこういうふうな実績が低いのかという御質
問でございます。いろいろと中小公庫その他関係
業界の話も聞いておりますが、やはりいろいろの
複合的要因が重なりあつておるのだらうと思つた
わけでございますけれども、何と申しまして、中
小企業金融公庫が一般の設備貸し付け、あるいは
それに伴います運転資金等の貸し付けから出資
したしております、中小企業金融公庫が公害貸
し付けをやつておるんだというふうな意味での認識
が、これは公庫のほうにも、あるいはまた一般需
要家のほうにも、まだ徹底してない面があるとい
うふうなこと。あるいはまた、手続が一般の設備
貸し付けと同じような慎重な書類審査を経て貸
し付けを実施しておるといふような公害防止貸し
付けに對する一つの基本的態度と申しましようか、
それがまだ不十分であるという面もあるのではな
いだろうかというふうに考えておるわけございま
して、したがういまして、そういう点につまみし
て、やはり中小公庫の持つ公害防止貸し付けの意
味というものを、さらにこの際もう一回中小公庫
自身にも反省してもらふ必要がございますし、同
時にまた、関係需要業界にも大いに周知徹底さ
せていく必要があるというふうに考えておるわけ
でございます。したがういまして、ことしは十五億が
未達になるかもしれないけれども、来年度にお
きましては、そういうふうな努力を積み重ねまし
て、来年度四十億円に貸し付けワクを増大いたし
ておりますので、これが完全に消化され、あるい
はまた、これが足りなくて年度途中でふやさなけ
ればならないというぐらになるまで、この貸し
付けの需要が旺盛になることを私もは期待いた
しております。

○松尾(信)委員 実態はいま長官が言われたとお
りと思ひます。それで中小公庫のほうは、ほん
とうにいま言われたとおりで、もう少し商売とい
う面を離れまして、やはり中小企業の一つの味方
だ、もうこの公害防除に関する限りは、お互い協
力合つてつぱにしていこうというふうな気分
に早くなしめさんと、普通の営業の貸し付けに専念

しましてね。こちらのほうは何か心配が多いもので、手続もうるさいし、担保力もありありませんし、結局波るんじやないか。私はほんとうに、中小公庫の姿勢というものを確立して——PRもしないのですが、PRをやるべきですよ。今回は十五億もとれたんだ、来年はそれが二十億も三十億も四十億もなるんだということ、そして使い残りのないようにする。片方の商売の貸すほうは一生懸命、熱心で、どんどん貸していますけれども、こういうものは使い残りがあつてというやうなことは、非常にいまの時代的な理解というものが無いのじやないか。これはひとつ長官しつかり指導されまして、緊急にそういう指導というものを公庫に出されて、県にも市にも教えて、両々相まって中小企業の方々に浸透して、中小企業からは公害はもう起こさぬ、そのためのこのやうな資金のめんども見ておるといふやうにやってもらいたい。

これは最後に次官の決意を承りますが、一方では公害防止事業団におきましては、四十四年度は申し込み件数の五〇%しか消化されていません。非常に実績がよろしいというわけですが、四十五年度におきましても、百億の追加がなされましたけれども、この四十六年一月—三月に申し込みのあつたものについてはもう来年回しだというわけです。このように、片方では公害防止事業団というものが真剣にやっています。だから、非常にそこに申し込みが殺到してさばき切れないというわけでありまして、同じ公害防止を目的とするのせつかくの政府の金が出ておるにかかわらず、片や未消化である、片方はどんどん消化しておつて足らない、来年に持ち越し分が殺到しておるといふやうな状態がありますので、これは非常に残念だと思います。そういう意味におきまして、もう一回そういうことを反省されて、そしてどのやうにきちつとしていくかということを、最後に次官に決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○小宮山政府委員 本年の融資申し込みワクがまだ相当余つておるといふことでございますけれども、私は中小企業もやはり公害防止というのが一つ問題に——考え方でございますけれども、私は公害防止というのは設備投資の一環であるという考え方が企業側に徹底しなければいけない。そういうPRも十分しなければ、先生のおっしゃいますやうに公害防止というのは十分に行なえないのではないかと考えております。

それから、先生のおっしゃいますやうに、公害防止というこでの融資というやうな問題については、やはり地方自治体あるいは商工会議所等に公害相談室などを設けていただいて、積極的に中小企業、零細企業の方々が、どうしたらいいのかということも考えていただかなければいけない。

三番目に先生がおっしゃいました問題の中で、先ほど申しましたやうに、やはり協業化、共同化ということをやりますと、カドミのやうに、投資額と比較しまして施設のほうが何倍も多い、そういうことを積極的に進めていく必要がある。それから金を借りる場合に、運転資金その他については皆さん知識があつたにしても、公害防止の金を借りるというやうなことに手続的な問題があつたのであろうと考えます。これは都道府県知事等の証明が必要だつたというやうなこともございますけれども、こういうものを廃止して、もっと簡素化をして安易に借りられるやうなことをする必要がございます。そういうことで、貸し付け規模の拡大とか対象の拡大とかいうやうなこともやらなければいけません。今後、この公害防止については、中小企業については特に積極的にやつていこうという考え方でございます。

最初の話に戻りますけれども、公害防止というのが企業の設備投資の一環であるというやうなことが企業側にも趣旨徹底するやうなPRも、今後大いにやつていこうと考えております。

○松尾(信)委員 いま決意を承つたわけでありませうけれども、おっしゃるとおりだと思います。要はそれを現実に実現していく以外にないわけでありませうから、しっかりと長官並びに次官にお願いいたしまして質問を終わりますが、よろしくがんばってください。

○八田委員長 次回は、来たる九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

昭和四十六年三月十五日印刷

昭和四十六年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K